

令和元年9月佐川町議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 令和元年9月10日

招集の場所 佐川町議会議場

開 議 令和元年9月10日 午前9時宣告（第5日）

応招議員	1番	橋元 陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森 勝仁
	4番	下川 芳樹	5番	坂本 玲子	6番	邑田 昌平
	7番	森 正彦	8番	片岡 勝一	9番	松浦 隆起
	10番	岡村 統正	11番	中村 卓司	12番	永田 耕朗
	13番	西村 清勇	14番	藤原 健祐		

不応招議員 な し

出席議員	1番	橋元 陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森 勝仁
	4番	下川 芳樹	5番	坂本 玲子	6番	邑田 昌平
	7番	森 正彦	8番	片岡 勝一	9番	松浦 隆起
	10番	岡村 統正	11番	中村 卓司	12番	永田 耕朗
	13番	西村 清勇	14番	藤原 健祐		

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	健康福祉課長	田村 秀明
副 町 長	中澤 一眞	産業建設課長	田村 正和
教育委員会教育長	川井 正一	国土調査課長	橋掛 直馬
総務課長	麻田 正志	会計管理者兼会計課長	真辺 美紀
チーム佐川推進課長	岡崎 省治	教育次長	片岡 雄司
税務課長	森田 修弘	病院事業副管理者兼事務局長	渡辺 公平
町民課長	和田 強	農業委員会事務局長	吉野 広昭

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和元年 9月10日 午前9時開議

日程第1 一般質問

日程第2 常任委員会審査報告
総務文教常任委員会

議長(永田耕朗君)

おはようございます。ただいまの出席議員数は14人です。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の日程は、お手元に配付のとおりです。
日程第1、一般質問を行います。
昨日に引き続き、一般質問を行います。
7番森正彦君の発言を許します。

7番(森正彦君)

おはようございます。7番議員の森です。通告に従い質問をさせていただきます。本日は6人の議員さんが質問を準備しているよう
でございますので、私の想定する時間は約1時間、できるだけ簡潔
に質問させていただきますので、簡潔な御答弁をお願いしたいと思います。

まず最初に、平成30年度の決算についてお伺いします。平成30
年度の決算の認定が案件として上程されております。この平成30年
度の決算を総括していただきたいと思います。計画した事業は実施
できたか、健全な財政運営ができているか、町長にお伺いしたいと
思います。よろしくお願いします。

町長(堀見和道君)

おはようございます。御質問いただきましてありがとうございます。
森議員の御質問にお答えさせていただきます。平成30年度の決
算にあたっての事業の総括ということで、私のほうから簡潔に説明
させていただきますと思います。まず30年度につきましては、佐川
町教育研究所の立ち上げを行いまして、地方創生の事業として地域
ぐるみふるさと学とシティプロモーション事業という事業も認定
をいただきまして、教育に関して文教の町さかわの再興という意味
で、教育に予算、事業含めてですね力を入れてこれた初年度、スタ
ートかなというふうに思っております。地域ぐるみふるさと学とシ
ティプロモーション事業につきましては、3年間かけて取り組み事
業ですが、その1年目として教育に関する先進地の調査ですとか、
今ICT新しいテクノロジーを使った教育のあり方の研究、そうい
ったものをしっかり行いまして、今年度以降につなげていくという
ことで、教育に関する教育研究所の立ち上げと合わせて、今後の教
育の作り込みの調査、研究に事業をしっかりと確実に行ったというこ
とになります。合わせて教育につきましては、不登校問題ですとか、

支援を必要とする子供たちへの支援の方法等についても、合わせて研究を行っております。

また第5次佐川町総合計画の中で、住民の皆さんと一緒にみんなで幸せな町をつくっていかうと、このみんなで町を支えていくという取り組みにつきましては、地域福祉をみんなで支えることはもちろん言うまでもないことなのですが、集落活動センターの活動も4地区で活発に行われております。集落支援員さんをそれぞれ配置をして、地域の声を聞いて、地域が元気になる取り組みを進めていきました。また合わせて同じ建物の中で、4地区であったかふれあいセンターを新しく開設した所も含めて、4カ所で活動をしていております。地域の皆さん、コーディネーター、スタッフ、集落支援員含めて、地域に皆さんがこの地域を元気にする、地域を支えるという取り組みが、平成30年度はしっかりできつつあるのではないかなと、本当にありがたい活動だなというふうに思っております。あとは長年のテニス関係者の悲願でありました、テニスコートを2面新しく作ることができたと、これも文教の町、スポーツに取り組んできた町、健康づくりという点につきましてこの佐川町の施策を、後押しすることになったのではないかと思います。その他防災につきましてとか、社会基盤の修繕、維持管理につきましてもしっかりと計画をたてた中で、必要な予算を措置をして、適切に事業を行ったと、平成30年度につきましても概ね予定どおり事業が遂行できたと、ということで私の総括というふうにさせていただきたいと思えます。以上です。

7 番（森正彦君）

健全な財政運営はできているかということも答弁願いたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。平成30年度は町民テニスコートと、広域事務組合のほうで清掃センター、焼却場の大規模改修がありまして、大きな単独の一般財源の支出がありますが、それ以外につきましては適正に、それ以外につきましてはといたしますか、しっかり交付金、交付税も活用した中で、適正な財源運営ができているというふうに考えております。以上です。

7 番（森正彦君）

事業は計画どおりできたと、健全な財政運営ができているという

ことをございました。平成 30 年度の事業実施の進捗度合い、これを数字で表すとしたらどうなりますか。総務課長お願いします。

総務課長（麻田正志君）

おはようございます。それではお答えさせていただきます。進捗度合いといいますか、歳出全体からみた達成度ということで、お答えさせていただきます。最終的な予算現額と決算額などから考えれば、その達成度というのはだいたい約 97% 程度ではなかろうかというふうに考えております。この達成度が 100% とならなかった理由といたしましては、小学校空調設備整備工事や、町道修繕工事等の完了が翌年度になったということ、医療費等の扶助費のように支払い支援ができないため、やはりある程度余裕のある予算編成をしますのか、そういう予算編成が必要なもの、あるいは予備費でありますとか、災害対策費、災害復旧費等の緊急時に対応するための費用、このほうにも余裕を持った予算を確保する必要があると、ということもありました。なお不用額につきましては約 2 億 1,890 万 8 千円というような決算の状況になっております。以上でございます。

7 番（森正彦君）

ありがとうございます。97% ほぼ達成できたということで、町長の言う計画立てたものがほぼできたということと、数字でも合致するということでございます。平成 30 年度の当初予算では、7 億 5 千万円程度の財政調整基金の取り崩しを、予定しなければならないという、いわゆるこれは赤字予算ではないかという指摘もありました。ありましたが、決算では 2 億 1 千万円の持ち出しで済んでいます。全体の基金残高は 2,800 万円程度減少していますけど、当局の努力により良い決算ができていますと私は見るわけですが、そのように当初 7 億 5 千万、決算では 2 億 1 千万の持ち出しで済んだということで随分減っておりますが、その要因をお伺いしたいと思います。総務課長お願いします。

総務課長（麻田正志君）

お答えさせていただきます。財政調整基金の予算額で見れば、森議員がおっしゃられるとおりの数字になっております。これは当初予算の編成時におきましては歳入、全般について言えることではありませんけれど、確実な歳入について見込むということもあります。そういうことから考えまして、当初予算編成時から考えますと、地方交付税、これは普通交付税と特別交付税を足したものですけど、

地方交付税のほうが当初予算額から 2 億 967 万 2 千円の増額があったと、いうことに加えて町民税や固定資産税、不動産売り払い収入、そしてスポーツ振興くじの助成金、ふるさと寄附金等、こういうものが当初予算編成時の見込み額より増えたことなどが、主な要因となりまして、財調の基金の繰上金の決算額自体が、2 億 1 千万に圧縮できたと、というような内容になっております。以上でございます。

7 番（森正彦君）

当初予算では歳入の部分で、不確定要素があると、太めに見ることはできない、確実性の高い歳入を予算を組まなければならないと、また歳出のほうでも、予算段階での投資的事業は概算設計でもあるわけですので、歳出の確実性も歳出についても、確実性が薄いことから、財政調整基金を充てて予算編成をせざるを得ないと、そういうことでございますかね。ちょっと確認ですが。

総務課長（麻田正志君）

お答えさせていただきます。歳入につきましては森議員がおっしゃられるように、やはり歳入自体につきましては財源不足、歳入欠陥とはなりませんので、歳入については確実に見込める金額を計上すると、歳出につきましてはその 1 つ前の質問のところで、お答えしましたように、医療費の扶助費などにつきましては余裕のある予算編成も必要になってきますし、予備費、あるいは災害対策費とかについても余裕のある予算編成を組まなければならないと、歳出の状況によりまして、余裕のある予算編成を、歳出の額を組んだものがあると、ということで森議員がおっしゃられるとおりだというふうに考えております。以上でございます。

7 番（森正彦君）

過去にも大きな事業をする場合は、多額というか、事業に見合った額の財政調整基金を取り崩すと、このような予算編成が行われていたと、そういうものであるというふうに思うわけでございます。これは確認ですが、町のために必要な事業がある場合は、家庭で言えば貯金である、財政調整基金を取り崩し、目的達成のために使うと、例えば車を買いかえる場合は貯金を取り崩すということと同じで、車を買う場合は年収近い金額がかかったりするわけですが、そういった場合は貯金を取り崩すということでありまして。平成 30 年度は広域の清掃センターの負担金、それからテニスコート

の建設等があって、取り崩し額が増えたということもあるのではないかと、いうふうに私なりに分析したところでございます。その他先ほど言った歳入の関係、歳出の関係あるいは入札減とか、いうようなことで当初7億5千万が2億1千万程度に減ったということであると、これは町民のために必要なものをそろえた、必要な措置であったというふうに私は見るわけでございます。この30年度の予算について、各課ごとにですね平成30年度当初予算案総括表というのが出ておりました。予算の特色とか主要な施策、これについてですね思ったように実施できなかったとか、計画していたけれども進捗度合いが低かった、進まなかったという事業はなかったかお伺いしたいと思います。重複する部分があるかもしれませんが確認のために、お聞きしたいと思います。総務課長よろしく願います。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。歳出のほうにおきましては主要な施策ということにつきましては、実施できなかった事業はありません。以上でございます。

7番（森正彦君）

ありがとうございます。御苦労でございました。限られた財源の中でさまざまな事業を実施していくには、それこそさまざまな御苦労があると思いますが、町の発展のためにこれからも尽力お願いしたいと思います。決算書見ておりましたが、チーム佐川推進課のブランディング戦略、情報発信の強化に取り組むとあります。当初予算の総括表にもあるわけですが、これについてはどのような施策を実施したかと、それと決算書の中で広報広聴費が30、50%程度しか執行されていない数字がありました。ブランディング戦略、情報発信の強化の事業が予定どおり進んでいるのかと、広報広聴費の金額が関係あるのか無いのかを、チーム佐川推進課長に願います。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

おはようございます。森議員の御質問にお答えいたします。チーム佐川推進課所管の30年度の業務の中で、まず1つブランディングの構築の部分と、情報発信につきまして御報告というか説明させていただきますと、第5次佐川町総合計画の推進ですね、これを浸透さすための戦略として、ブランディング戦略ということで、業務しております。平成30年度におきまして、特に取り組んだこととい

うことでお話させていただきますと、まずブランディングのPRツール、どういうふうにして「チームさかわまじめに、おもしろく」というビジョンワードであるとか、そういうものを伝えていくかというところの、どうやってやっていくかというものを考えております。その1つとして、チーム佐川の名刺をですね台紙として、そのロゴマークを活用して台紙を作成したというのが30年度1つ、それからチーム佐川のお祝いグッズという名前になりますが、成人式用に乾杯のおちょこセット、成人式二十歳になられるということで、そのおちょこのところにロゴマークを入れて、「チームさかわまじめに、おもしろく」ということで、これをお祝いグッズとして作成しようということに30年度取り組みました。これは今度の成人式のほうでですね、配布をするという予定にはなっております。あとは「チームさかわまじめに、おもしろく。365日」ということで、WEBサイトを運営しております。これ平成30年度については、新規記事67ということ、いう更新になっております。フォロワー数としてはインスタグラムのほうが平成29年度で322あったものが、659ということ、倍増はしておりますが、ちょっとこの辺はですね、平成31年度、今年度令和元年度については、そのSNSを通じてどうやって発信していくかっていうのが、もう1回見直そうということで、これは30年度はそういう形でWEBサイトで運営していますけど、31年度はもう少し違う形でっていうことで、今検討進めております。後はですね情報発信のほうですが、これは庁内横断的にプロジェクトチームを立ち上げて、どういうふうにして町の情報なんかを町内外の方にお知らせするかということで、プロジェクトチームを組んで検討しました。その大きな1つの作業としては、広報さかわこれをですねもうちょっと見直しをするということで、紙面の構成も含めて、その若手の職員でプロジェクトチームを組みましたが、それを6人の職員のほうで考えていただいて、これはお気づきの方もおいでと思うんですが、紙面がかなり変わってきております。特集を巻頭ページに持って行って、今町として発信していきたいこととか、あるいは皆さんに町づくりをやってみようという、かたちのキーワードをもってですね、そういう紙面づくりをしていくというのを、今進めている、そういう成果も出つつあるというふうに考えております。あとはですね広報広聴費の不用額が多いという点ですけれども、これについてはですね当初予算の段階で、

町のホームページをリニューアルするということで予算を組んでました。ただ情報発信のプロジェクトチームを検討する中で、どういうふうに町のホームページを見直していくかということで、もう1回考え直すというところで、平成30年度は執行はしてません。ただ本議会です、補正予算として町のホームページのリニューアルの経費については、予算のほうを上程させていただいてるところでございます。以上です。

7 番（森正彦君）

了解しました。広報の話が出ましたが、私もそうあるべきだと思っておった方向に変わっているように思っております。町民が何を知りたいか、町が何を知らしたいかそのことは1番前に持ってくるべきであろうと、今回の9月号図書館のことが特集で出ておりました。非常に分かりやすく皆が「図書館の建設は今こんなふうに進んでいるんだな」ということがよく分かる内容で、それが大事であると思いました。また表紙もですね工夫されているな、努力しているなというのはずっと最近感じておりました。皆さんの努力に感謝というか褒めてあげたいなというふうに思います。やっぱり褒めるっていうことは本当に認めるっていうことは大事なことで、思うておりますので、「今回のこの広報見てみいや、図書館のことがよくわかるで、えい広報になっちゅうで」といううちの家内に言うたら、「もう広報はごちゃごちゃ、ごちゃごちゃしちよって見にくい」と、そんなに言いますけど、広報というのは町民に知らせなければならぬ分がどうしてもあるので、「最初の特集は特集やけど後は仕方ない部分があらあよ」と言うたことでしたけど、そういう意見もありますので、後のほうのですね内容もまたもっとわかりやすい書き方はないかなと、町民参加の部分がないかなと、ありゃあせんかなということなんかもですね、検討していただいたらいいかなと、やっぱり広報の編集委員会これもきちんとやって、いつか担当にほぼ1人に放り任せみたいない部分があったんじゃないかなという気もしておりましたので、編集委員会の中でやっぱり皆の意見を入れていくと、いうことも大事じゃないかと思っております。広報というのは非常に大事でございますので、これからも頑張っていただきたいと思っております。この質問はこれで終わらせていただきたいと思います。また決算の勉強会もありますし、あと本議会での質問もできるわけでございますので、またその時に質問させていただきます。

次に、災害時の電源喪失についてお伺いします。北海道の胆振東部地震では大規模な電源喪失、いわゆるブラックアウトが発生しました。大規模ではなくても災害時に電源喪失が起きることは、想定しておかなければなりません。当局では既に対策はとっていると思いますが、確認をさせていただきたいと思います。

まず最初に高北病院ですが、電源喪失が起これば人工呼吸や透析の患者は、命の危機に貧するばかりではなく、電気がなければ病院の機能麻痺に陥ります。発電機的能力、容量これは大丈夫か、燃料は何日分あるか、不足する場合の対策はどうなっているか、マニュアルに添った電源喪失の訓練は、できているかをお聞きします。

病院事務局長（渡辺公平君）

おはようございます。森議員の御質問にお答えさせていただきます。電源喪失の時の対応、高北病院の発電機的能力は大丈夫か、こういった御質問でございます。高北病院の5階の屋内のほうに自家発電装置を設置してございます。この自家発電装置定格出力は240キロワット、これは2機設置しておりまして、消費量は時間当たり70リットルとなっております。手動時間が10秒以内、つまり電源喪失してから稼働するまでに10秒以内ということです。今御質問の中にもありましたが人工呼吸器とか透析器、MRI、CTとこういった重要な医療機器につきましては、無停電装置というものがついてございまして、電気が止まることなく連続して使用できるようになってございます。

それから燃料の備蓄でございますが、これは地下タンクを設置しておりまして、地下タンク1機を設置しておりまして、ここに常時5,400リットルの重油を備蓄しております。先ほど時間あたり70リットル消費量でございますので、時間にしたら77時間分、つまり3日と5時間分の備蓄ということになっております。

それから電源喪失時の訓練を行っているかということでございますが、訓練ということではありませんが、電源作動検査、これは財団法人四国電気保安協会に年6回行っていただくようにして、年6回実施してございます。さらに発電装置とか燃料こう、いわゆる発電装置関連設備一式でございますが、この検査については年2回実施し万一の際の即時稼働できるように努めてございます。以上でございます。

7番（森正彦君）

安心いたしました。77 時間燃料の備蓄もあるということで、たぶんそれ以内には復旧できるであろうと、いうふうなことも思われます。電源喪失で例えば水道管が破裂して断水する、そういった場合はどのようにになりますか、お伺いします。

病院事務局長（渡辺公平君）

お答えさせていただきます。断水の場合の水の確保でございますが、一定は備蓄しておるものがございまして、飲料用とかトイレ水洗い、風呂、通常病院としての機能維持するために利用するものでございますが、これは貯水槽等で備蓄してございまして、備蓄日数は1日あまりと、1日を若干超す程度となっております。また入院患者とか職員の飲料用の水、これはペットボトルで備蓄しております、3日分相当分を備蓄してございます。さらに先ほどもありましたが、人工透析ですがこれは水が必要でございますので、人工透析専用の水は、水として貯水槽のほうで備蓄してございまして、7日分の容量を備蓄してございます。以上でございます。

7 番（森正彦君）

ほぼ大丈夫じゃないかというふうに受け取ることができました。電源喪失には物流にも影響がある、大規模な電源喪失があると物流も影響があると言われておりますが、薬とかも備蓄しておかなければならないと思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

病院事務局長（渡辺公平君）

お答えさせていただきます。薬の備蓄、医薬品関連であろうかと思いますが、大規模災害時等におきましては、高北病院は救護病院活動をする事になっております。高知県と災害時医療等管理委託契約というのを結んでおりまして、災害時の救護病院活動に必要な医薬品を受託して備蓄しております。内容的に言えば薬効で12分類58品目の医薬品を備蓄してございます。また通常の病院用の医薬品につきましては、これは毎日在庫検査をすることとしております。そして在庫検査によりまして、在庫管理が一定以上最低でも7日以上は、最低なるものでも7日以上は、備蓄できるような体制を整えておるところでございます。こういったふうにして通常での病院での医薬品、はたまた救護病院活動が実施する時の医薬品の備蓄と、いうものを実施してございます。以上でございます。

7 番（森正彦君）

ありがとうございます。そのあたりについてもかなり想定をされ

て、対策ができているということを感じました。ありがとうございます。

救護所の電源はどのようになっていますか。それも大丈夫でしょうか。

健康福祉課長（田村秀明君）

森議員の御質問にお答えします。救護所の電源ということですか。

7 番（森正彦君）

救護所を運営する時に電源がないと困るんじゃないですか。

議長（永田耕朗君）

休憩します。

休憩 午前 9 時 35 分

再開 午前 9 時 36 分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁願います。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えします。救護所のほうはですね、大規模災害が発生した時にですね、いろんなけがをされた方、病気の方とかいろんな方がたくさん来られる所で、高北病院の駐車場にテントを張って、そこへ軽傷の方から重傷の方が来てですね、トリアージというタグですよ、赤とか緑とか黄色とか、そういったところを選別する所になっておりまして、直接その場で電源装置が必要ということにはなっておりません。ただどうしても電源がいるということになればですね、高北病院のほうから接続してですね、電気を使うということは可能になっております。今現在では発電機等は置いておりません。以上です。

7 番（森正彦君）

私も所轄課がどこかよく分からずに質問をしてしましたが、それは救護所は病院がやるものだとばかり思っておりましたが、今聞いてみると健康福祉課のほうが所轄と、そういうよくわからない部分があるということですので、そのあたりも各部署間の連携が十分取れるようなことも、していっておくべきではないかというふうに思いますのでよろしくお願いします。

現代社会は電気が無ければ何もできないような状態でありますので、非常時の電源確保や必要物資の確保、そして対応マニュアルのチェックも、多角度から十分にしておかなければならないと思いますのでよろしくお願いします。

次に水道ですが、電源喪失の場合の対応はどのようなになっていないか、お聞かせ願いたいと思います。

産業建設課長（田村正和君）

おはようございます。水道の電源喪失の場合についてお答えをさせていただきます。まず水道の施設で非常用の電源がいるというのは、取水施設ポンプがございまして、そのポンプの状況をまず御説明させていただきますと、水道の施設としましては旧の上水道エリアに3カ所水源がございまして、それを各配水池に水を送っているわけでございますけれども、それから旧かん水、尾川、黒岩につきましては、それぞれ水源が5カ所ございまして、全部で5カ所、旧かん水で2カ所、旧浄水で3カ所、計5カ所ございまして、非常用の設備がある取水施設につきましては、新室原取水施設、旧の浄水の取水施設でございますけど、これに非常用の発電設備を整備をしております。この新室原の取水施設から岩井口の配水池に排水をしているわけですが、非常時にはですねこの非常用発電設備を使いまして、発電をして排水をするわけですけど、設備の非常用の燃料としましては1,600リットルの燃料タンクをつないでおります。1時間あたり消費量が58リットルくらいですので、現在27時間の連続の運転が可能ということでございます。その岩井口の配水池から非常時には、各緊急避難所に排水を送り、火事がある時にはその火事用の緊急の、火災の消火のために送ると、いったようなことが考えられますけど、それはその都度仕切り弁がございまして、仕切り弁を操作しながら配水池からの排水を操作をするという対応を考えております。それは旧の浄水エリアになっておりまして、旧かん水についてはですね非常用設備を今整備してございませんので、非常時にはその電源が遮断された時点で配水池に一定の水があると、いうことでございますので、その水を仕切り弁、先ほど言った仕切り弁で操作しつつ、必要な箇所に水を送っていくという対応を考えております。以上でございます。

7 番（森正彦君）

室原にある取水地で水を溜めると、それで必要な所へは送ってい

くと、その他の所はできていないということですかね。

産業建設課長（田村正和君）

お答えします。議員がおっしゃるとおり、新室原の取水地に非常用電源がございますが、その取水以外にはその非常用電源は備えていないということです。以上です。

7 番（森正彦君）

27 時間って言いましたかね、ちょっとよう聞きとらんかったですが。

産業建設課長（田村正和君）

お答えします。非常時の 1,600 リットルで想定される稼働時間は 27 時間です。以上です。

7 番（森正彦君）

燃料については災害時には給油所との提携もされているようでございますので、そのうちの対応はできる可能性はあるんじゃないかというふうに考えます。簡易水道施設はどこも電源はないと、いうことなんですので、切れてしまえばそこは給水車とかの対応になると、そういうことになると思うのでしょうか、お願いします。

産業建設課長（田村正和君）

お答えします。非常時に水を配る手段としましては、水がある配水池からの水源を使って、水を配るということになります。以上です。

7 番（森正彦君）

皆が協力しあって水の確保をせないかんと思いますが、私たちの集落の水道施設は井戸からのポンプアップですので、停電が起きた場合は近くに湧き水がありますので、そこから水を引こうかと皆で話合っているところでございます。これは飲用には使用できないと思いますが、他に飲み水くらいなら個人の井戸水を、小型の発電機でくみ上げて使おうとかも話しているわけでございます。しかし具体的に訓練を実施したことはありません。電源喪失時にはですね、備蓄した飲料水だけでなく、地域にある水資源の利用についてさまざまな方法があるというふうに聞いております。町民の自助、共助の部分や訓練やテストを自主防災会と連携して、実施してはどうかと思います。普通の水をきれいな水に変えるキットとか、いろんな方法あるらしいですね。それからプールの水を飲み水に変えられる

と聞いたことがありますし、いろんな方法があります。そんな大きなことでなくして、町民がきれいなおられる谷の水を取ってきて、それを飲み水に安心な飲み水にすることができると、そういうものも研究して自主防災会なんかと、話合って非常時の確保していくと、というようなことも考えたかどうかと思いますがいかがでしょうか。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。今、森議員が御質問にあったようなことにつきましては、今まで考えたことが総務課のほうでございませんので、今後考えていく検討事項の1つとして、どのような方法があるのかとか、いろんなことを含めてちょっと考えてみたいと思いますけど、現在のところそれについて何かするということは、今そういう検討したことはありません。今後の検討事項の1つというふうには捉えていきたいというふうには考えております。以上でございます。

7 番（森正彦君）

検討していただいて、簡便な方法で飲料水とか確保できるということになったらいいかと思しますので検討していただきたいと思います。

次に役場庁舎ですが、電源喪失の場合はどのような対策をとることになっておりますか、お願いしたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。役場本庁舎内の電源確保等の状況ということでもありますけれど、こちらのほうはパソコン1台、コピー機1台、投光器1台ということの基本といたしまして、3班が使用できるよう移動式の小型発電機が3台あります。1台あたり4時間程度稼働ができるということで、ガソリン40リットルを備蓄しておりますので時間として計算いたしますと、1時間あたり11時間程度使用することが可能であると、いうふうに考えております。備蓄以外の燃料につきましては町内のガソリンスタンドが、町の補助事業活用いたしまして、停車時にガソリン等ポップアップできるような発電機を導入しております。そして災害時におきましては、優先的に燃料を供給していただけると、いうことになっております。またこの町の保有しておる発電機につきましては、燃料がガソリンだけではなくて、ガスを使うことも可能というような発電機を導入しております。その場合地震などによって倒壊するなどを、ガスを使用できなくなった施設などからガスボンベを集めて使用すると、いうこと

もできるということになっております。あと夜間の停電に備えまして、最低限の灯りを確保するために、小型の投光機とか電気のコードリールとかも各班に配備しておると、というような状況になっております。以上でございます。

7 番（森正彦君）

なんか、心もとないような気はしますが、その程度で災害対策本部の運営や住民への対応は大丈夫でしょうか。冷暖房は全く無理でしょうね。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。すみません、先ほどの分で答弁 1 つ抜かしておりました。先ほど御説明さしていただいたものの他に、来年度施工のほう予定しております役場庁舎の非構造部材等の耐震化改修工事、こちらのほうに合わせまして発災直下から防災拠点として継続な使用を可能とするために、詳細はまだこれから煮詰めていくところではありますけれど、役場本庁舎のほうに新たに非常用発電機のほうを設置するようにしております。以上でございます。

7 番（森正彦君）

それを早く言っていたきたかったですね。それでとりあえずいけるかなという感じも私もしてきました。とにかくこれも多角的に検討して大きな困り事のないよう、検討や準備が必要と思います。

次に福祉避難所や避難所の電源対策はいかがでしょうか。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えします。福祉避難所ということで、佐川町ではですね 5 カ所の避難所があります。1 つはですね健康福祉センターかわせみがですね、福祉避難所になってます。かわせみのほうの電源が喪失した場合の対策ということで、2 つ電源が考えられます、1 つはですね自家発電装置、これはですね 16 キロワットで管内の全電源に対応してまして、6.3 時間が可能となっております。それから太陽光発電があります。これは非常用照明、10 カ所ほどつくようになってまして、それ以外にですねホールとか生活応援係のほうに、専用のコンセントがあります。これはですね日中 8 時間、夜間 4 時間の使用で、3 日以上もつようになっております。それから機材の燃料や備蓄ってところにつきましては、太陽光発電につきましては蓄電池が 3 台設置してまして、22 キロワットが蓄電できるようになってます。また日中はですねソーラーパネルによって発電が可能ということ

になります。自家発電装置については軽油ということで 40 リットルということになっています。かわせみ以外ですね、福祉避難所 4 カ所につきましては、平成 27 年、28 年にガソリンと L P ガス両方使える発電機、ハイブリット型っていうのをですね設置してます。こちらにつきましては連続運転時間が 8 時間ということになっています。それで訓練のほうにつきましてはかわせみのほうは、去年の 11 月 11 日、町の災害対策訓練のほうですね、太陽光発電が切りかえられるかということで、切りかえの訓練をやってます。それから発電機についてはですね、停電時に自動に切り換えするようになってまして、これについては 2 カ月に一度、業者のほうで点検するようになってまして、作動の確認をしています。4 カ所の福祉避難所の訓練についてはですね、去年度より順次開設準備の訓練をやっています。以上です。

7 番（森正彦君）

だいたい想定して、電源喪失の場合の準備ができているということがわかりまして、良かったなというふうに感じます。どうかこれからもですね多方面からの想定をお願いしたいと思います。なお救護所電源、電気いらないということにならないと思いますので、対策をきちっとお願いしたいと思います。

次に斗賀野にある龍王公園、通称たこの公園のトイレについてですが、この公園は小さい子どもを遊ばせる人気のある公園です。そのトイレが昔ながらのぽつとんトイレのままであります。このトイレは斗賀野よさこいクラブが管理しております。きちんとやってくれておりますが、ただこういうトイレは清潔に保つてというのが、なかなか難しい状態でありまして、下の便層がそのまま見えるというようなことで、小さい子どもには少し危険でもあります。今や時代遅れであります。水洗便所への改修をすべきであると思いますがいかがでしょうか。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。御質問にありました龍王公園のトイレにつきましては、平成元年度に整備されてから、以降 30 年近くが経過しておるということで、御指摘のとおり老朽化が進んでおりまして、特に小さなお子様には決して使い勝手が良いとは言えないと、いうような状況になっておると思っております。今後引き続き多くの方々に利用していただきますように、来年度トイレ棟の建てかえに向け

まして、工事の設計積算業務のほうを予算化させていただきたいと考えております。設計が完成の後には、建て替えを行いましてそれに伴って、それに合わせて公園全体の改修についても検討して、進めてまいりたいというふうに今考えております。以上でございます。

7 番（森正彦君）

ありがとうございます。改修していただくということで、本当にうれしく思います。地域の人からの指摘もありましたので、「ちょっと我慢しちよってや、今考えちゅうけね」ということが言えますので、報告をしておきます。

以上で今議会の私の質問を終わらせていただきます。ほぼ予定どおり済みでした。御協力ありがとうございました。

議長（永田耕朗君）

以上で、7 番森正彦君の一般質問を終わります。

10 分間休憩します。

休憩 午前 9 時 57 分

再開 午前 10 時 9 分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど森議員の一般質問の答弁について、執行部のほうから追加の申出がありあっておりますので、答弁願います。

健康福祉課長（田村秀明君）

先ほどの森議員の質問の中で、医療救護所の発電機についてということでありました。これについて確認をしてみましたので、訂正をさせていただきたいと思います。医療救護所のほうにもですねガソリン、LPガスにより発電できますハイブリット型小型発電機、連続時間が8時間のものを置いております。以上です。

議長（永田耕朗君）

引き続き、11 番中村卓司君の発言を許します。

11 番（中村卓司君）

おはようございます。11 番議員の中村でございます。議長のお許しをいただきましたので、令和元年 9 月の議会の質問を 3 点ほどさせていただきます。

1 点は道の駅について、2 点目は産廃の施設に伴います振興策に

ついてということと、3点目は地震によります災害による対策どのようなとられているかと、ということ3点お聞きしたいと思います。

昨日からの質問、今日の森議員の質問で重複するところがあるかと思えますけれども、申し訳ございませんが更なる質問ということで、お答えいただきたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

まず1点目、道の駅についての質問でございます。佐川町の道の駅は議会で当初取り上げられて、10数年ということになっておりまして、当時は中山町長の時代でございまして、随分長い期間が経過をしてまいりました。やっと堀見町長になりまして本格的に、佐川町に最も町としての起爆剤というような形になる事業の1つと、いうことで動き始めたところでございます。道の駅、最初はですね第1次の検討委員会というか、中山町政の時代に検討委員会が発足いたしまして、途中で頓挫して榎並谷町長の時代になっていくわけでございますが、この時には榎並谷町長いわく桜座の駐車場の中に、道の駅を設置してはというような案もございましたけれど、浮かんでは消え、浮かんでは消えと繰り返しながら10数年が経過をしたわけでございます。そしてはちきんの店より2千名あまりの署名が3、4年前に出されまして、町議会議会では請願書という形でなされまして全会一致で採決され、また町執行部にも提出されたという経過がございます。いろいろ勉強私なりにしてまいりましたけれども、道の駅は当初は発足当時は目的は地方、地域の町、村いわゆる町おこし、村おこしというかたちで観光案内所、トイレを設置して地場の産物、産業を掘り起こすというような、いわゆる地方創生的な事業がということで、始まったわけでございます。そこで始まりの頃には地域の地場産物を直売所という形で、主に道の駅が設置されたわけでございますけれども、しかし道の駅は全国に1000以上という現在増えておりまして、乱立する中で農産物直売だけでは十分ではないということで、加工品等と6次産業品なども販売するようになっておりまして、加えて地元の有名店とかですね、出店され新たな特産品として、開発する道の駅も出ております。ご存知のとおり四万十町にあります道の駅では、地元の豚まんということで大変経営的にもそれが有利に働いておりますし、四国中央市にあります道の駅では、抹茶まんじゅうですかね、こういったものも開発されて日の当たらない所に、日が当たるような充実した店の展開がなされて

おります。また他にもですねドックランとかですね、アスレックスとか子供のための遊び場、公園、プールさらにはスイーツの店、さらには地元のご婦人がやるバイキングの店というふうな、とうとう道の駅は年々脱皮をし成長を続けている現在でございます。そこで今議会の町長の行政報告の中でも、本年度中に基本構想を策定する、場所は霧生関の町有地にという報告がございました。そしてワークショップでお話がなされているようにも聞きます。まずですねどういった内容で、ワークショップが開催されて、どういうメンバーでやられておるのか、そこからお聞きをしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

中村議員の御質問にお答えいたします。道の駅の基本構想を検討をするワークショップということで、今年7月からワークショップ、月1回程度のスケジュールで行っております。年内もしくは年明けまでということで、6回程度行う予定になっておりますが、そのメンバーにつきましては、1つは道の駅を運営に関わる、想定される組織、団体の方々、そしてあとは食であるとか、農産物そういったものの販売、加工、流通とそれに関わる、直接関わるような方々、生産者も含めてですけど、そういった方々、あとは役場の行政職員、それから観光協会とかの職員というかたちで、メンバーとしてはですね、生産者、加工者も含めて比較的若い方々に集まっていいただいて、こちらのほうからお声かけさせていただいて、ワークショップをとということではじめております。合計では25名程度ということで進めております。以上です。

11 番（中村卓司君）

ありがとうございます。それでですねできれば1回か2回開催されてると思うんですが、その中身はどういった内容で話合われたかお聞かせを願いたいと思います。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えいたします。今までですね7月、8月ということで2回開催しています。その中身については1回目はですね、まず最初の顔合わせも含めまして、道の駅とはいうところと、あと基本的に佐川町で道の駅をつくるとして、どういう機能があったらいいかということで、ワークショップですので、そのメンバーそれぞれの立場からですね、アイデアを出し合っていいただいております。それはで

すね例えば産業振興に関する部分であるとか、観光に関する部分、それから農産物の直販、販売に関すること、さまざまな4つ、5つのカテゴリーといたしますか、そのくくりのいい基づいてグループを作ってワークショップをして、それを第2回目にはとりまとめをしつつ、もう少し踏み込んでその分野ごとといたしますか、で話を進めております。話にはですねワークショップには、道の駅とおわと関わっていただいております、四万十ドラマ畦地社長さん含めて、ワークショップのコーディネートといたしますか、そういう形でいろんな情報提供をいただきながら、進めているところでございます。以上です。

11 番（中村卓司君）

わかりました。もう少しですね内容を、第1回目は顔見せぐらいのもんだと思うんですけど、2回目の畦地君なんかのアドバイスもあってですね、もっと具体的にどういうふうなところ話しているか、もうちょっと詳しくわかればお願いします。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えします。まだ具体的に中身について特に話し合いをしているのはですね、施設の中身、どういうものを機能備えていくかということで、今、話を進めておりますけど、まだその分野ごとにこういうことについてもう少し詳しくというのは、次回3回目以降というかたちになっておりまして、今はそれぞれの立場から、例えば食であればですね、特産品を使ってこういうメニュー開発をしたいねとか、あるいは観光の分野では佐川町らしい取り組みとして、例えばですけど林業の取り組みであるとか、あるいは子育ての分野であるとか、そういったところでこういう機能があったらいいというところの、話をしているというところでございます。以上です。

11 番（中村卓司君）

私も個人的に少し勉強をさせていただいて、四国島内の道の駅は全て回ってまいりました。そのような中ですね、それぞれ特徴があってやられていると思うんです。畦地さんもそういう意味では大変詳しいということの中から、より良きアドバイスもいただいておりますと思うんですが、冒頭にも申し上げました道の駅についてはですね、脱皮を繰り返しながら成長をし、道の駅にお客さんがわざわざおわえて来るといような道の駅でないと、今後は成り立たないというふうなことは、もちろんわかっておるといふふうに思います。

となりますと四国でも西日本でもここしかないよと、いうふうな特徴を生かしていくことが必要かと思います。先進地また優れた道の駅なんかでも、いろいろやっておりますけど、その中で佐川町のカラーを生かした道の駅というのも、基本的には必要であろうと思いますし、お客さんのニーズにあった佐川町だけの独自というよりも、さらに加えてお客さんにあった、道の駅をおわえて来るようなアイデアも必要かと思います。少し自分なりに考えたことありますので、参考というか一応ですねちょっと言わせていただきますと、例えば霧生関ってというのは周りに家がない、そして町長も言われる自然のいい条件だということも言われておりました。そこで例えば森が輝くようなとか、人工林でない林の森とかですね、それから例えばその中にりんご園とか梨園とか、茶畑とかいったいわゆる佐川の風景がその中に盛り込まれる、さらにはですね牧野の森といった牧野先生をそのまま歴史的に描くと、なかなかお客さんとの取っつきにくいかなと、いわゆる牧野の森ってというような自然を利用する意味も使わせてもらいたいし、さらに言いますとオーガニックこれからの時代にオーガニックとも言われております。そういったことも取り入れていただきたいというふうに思っております。いずれにしてもこのワークショップが成功しなければなりませんけれど、最終的には取りまとめという段階では、時間的にはいつ頃に最終段階で、取りまとめができるような計画でございましょうか、聞かせていただきたいと思います。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えさせていただきます。この基本構想の案の取りまとめについては、年内もしくは年明けということで、ワークショップを6回する中で、そのワークショップで検討して、あとは役場の庁内でも取りまとめをする作業がございます。それを踏まえまして案として取りまとめたうえで、議会、各団体それから総合計画にこれは道の駅については、位置づけられておりますので、総合計画の審議会等に御意見をいただくと、というような流れになると考えております。

11 番（中村卓司君）

ということは6回という回数、6、7回ということでございましたので、年度内にはだいたい話がまとまって、構想ができるということではなかろうかと思います。また確認もお願いしたいと思います。そしてそれがまとまっていきますと、今度具体的に建物の構想

とか、それから経営主体とか、そっち向いて行かないかんというふうに思っているんですが、その時系列についてはそんなことでいいですかね。年度内に今のワークショップを終わって次の段階に入ると、いうようなことでいいですか。再度お願いします。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えいたします。中村議員がおっしゃるとおり基本構想については年度内に取りまとめを行うと、それに引き続き来年度以降ですね、具体的な中身、もちろん運営組織のこともあります。実施設計と具体的なこと、より詳細に次年度以降取り込んでいくという形になります。

11 番（中村卓司君）

わかりました。そこで最終段階では開業というところまでいこうかと思えますけど、開業が大体いつ頃でっていう、逆算的に時間を経過して使っていくと思うんですが、開業っていうところを目指すところはいつ頃になるか、かっちりというのは難しいかとは思いますが、希望的にいつ頃開業するというふうなお考えがあるか、聞かせていただいたらありがたいと思いますが。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えいたします。今のところ明確に何年度開業というかたちはまだお答えができない状況なんですけど、本年度基本構想を策定する内容としては、そういった開業までのスケジュールも含まれております。そういうところでその基本構想ができればスケジュールもお示しできると、いうふうに考えております。

11 番（中村卓司君）

わかりました。町民の方も当初からいくと、どんどん時間が押していったって何をしとんだというふうな声も聞かれております。町長の今議会での場所の設定ということが決まりましたので、そこが決まれば順調に推移すると思えますけど、明確にですね開業の時間をきって、そこ向いて一生懸命努力するという形を取らんと、また1年遅れになったりしますので、努力をしていただきたいと思います。町長その開業できるだけ早く決めたいというふうに思っているんですが、町長のお考えはあったら聞かせていただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

御質問いただきましてありがとうございます。中村議員の御質問にお答えさせていただきます。中村議員おっしゃいますように、で

きるだけ早い開業ということになればいいなあと考えております。ただ道の駅でありますので、国土交通省との調整がかなり大きなウェイトを占めてきます。具体的に霧生関のあの場所で道の駅の整備が可能なのかと、いう下打ち合わせはしてきております。国土交通省としましては、国道 33 号線沿い高知県内に道の駅がないと、いうこともあって国土交通省としては、ぜひ一緒になって整備をしたいと、いうお話はいただいております。ただ国土交通省も「予算があつての話なので、すぐにいつできますということとは言えません」というふうに言われております。ただその中でも全てが順調にいったら、国土交通省も予算がつけられるということになれば、1 番早ければ 3 年後近辺にはなろうかなというふうに思います。どんなに遅くても 4 年後近辺には、開業ができたらいいのではないかなというふうには考えております。その具体的なスケジュールにつきましては、あと半年、もしくは 1 年くらいの中では決めていけるんじゃないかなと考えておりますが、いずれにしても関係者があることですので、しっかり協議、調整してスケジュールもできるだけ早めに決めていきたいと考えております。以上です。

11 番（中村卓司君）

ありがとうございます。3 年後、遅くても 4 年後という答えをいただきまして、開業についても 1 番人が来れる月っていうのもあるかなと思いますので、合いますとゴールデンウィークには開業できるという、その辺もありますので時系列も十分合わせて国交省とも話し合いをしながら、充実ある道の駅をつくっていただきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。以上で道の駅の件につきましては質問を終わらせていただきます。

続きまして、産業廃棄物の件につきましの振興策につきましの質問をさせていただきます。産廃施設の計画は先日議員の全員協議会でも、今後のスケジュールを紙をいただきました。案ということで配布をされましたんですが、その中で来年の 3 月まで連携会議や、住民説明会を 3 回ほど実施をされたあと、安全対策や振興策、施設整備に関わる取り組みについて、説明は説明で住民説明会を開催するという説明がございました。そこでですね令和 2 年、4 月以降に着工ということで、このもらった表には載ってございました。今回の私の質問は、周辺の安全対策とか施設整備っていうのもございますが、そのことにつきましては触れませんで、地域振興策とい

うことだけ絞ってですね、今回は質問をさせていただきたいと思います。今議会の町長報告の中にもございまして、今期議会中に議員とのですね説明会といいますか、その時間をもってもらいたいということで、今議会中にもそのお話が出るようないうことで、報告がありました。他の議員の質問の中にも地域との話し合い、時期的についていうお話もございました。そこでですね配布されたスケジュール表も、来年の3月までの中間の取りまとめ、9月までにも取りまとめの計画であるというふうに、記載をされているんですけど、来年3月までの具体的な内容ですね、どういうふうに振興策というものを決めて、9月の段階での締め切りまでにどういった内容で話を進めていくか、その辺を具体的にですねちょっとお聞かせいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

町長(堀見和道君)

お答えさせていただきます。地域振興策につきましては主に加茂地区に対して、周辺安全対策も踏まえた中で加茂地区の皆さんが、子供たちがですね、加茂に住んで良かったなあと、加茂に住めることを誇りに思っ暮らせるような、そういう加茂地区になっていただいたらいいなあとという思いで、地域振興策につきましては加茂地区に対してどのような振興をはかっていくかと、いうことをメインで考えております。その中で町全体で行う事業も予定しておりますので、加茂地区を第一に考えた後で、第二で町全体に関わる進行につなげていくと、いうことを考えております。加茂地区の地域振興策の取りまとめ方につきましては、加茂地区の自治会長さん、自治会長さん方から、加茂地区で自治会としてとりまとめるのは、なかなか難しいということで、まずは町のほうからこういう内容の地域振興策を考えてますということを提示をしてほしいと、それに対して加茂地区の皆さんから意見をいただいて、追加をしたり削除をしたり、何回かキャッチボールをやりとりしながら、中間取りまとめを行って、来年の9月の最終取りまとめに間に合わせるように、地域振興策について取りまとめていくということにしております。具体的に決まっているスケジュールにつきましては、来週火曜日から金曜日まで4回、加茂地区で説明会を夕方行うということになっております。長竹地区、竹ノ倉地区、横山地区、集落活動センター加茂の里で本村、弘岡の皆さんに対して説明を行うと、4回を予定しております。そのあと4回の意見でいただいたもの、いただいた意

見を踏まえて、町として再度取りまとめをしたものをまた御提示をして、それに対する意見をもらってということで、何回か説明会を繰り返す中で中間取りまとめ、最終取りまとめということを考えておりますので、現時点で具体的に決まっているものは、スケジュールにつきましては、来週の説明会だけになります。以上です。

11 番（中村卓司君）

その 17、18、19 でしたかね、3 日間ということとやるということですが、そこへは原案的なものはまるきり町としては出さずに、聞くだけの会になるんですかね。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。加茂地区の皆さんには項目として、こういう内容の地域振興策を考えていますという内容を提示させていただきます。資料として提示をさせていただきます。以上です。

11 番（中村卓司君）

聞いてくださるという機会をつくっていただいたということで、皆さん全員そうだと思うんですが、町長は加茂に手厚く他にもあるけれども、中心的な加茂だというふうな意見をお持ちだそうですが、日高の例でもとりましても、日高は能津地区の裏側でそこに特別厚くではなくって、全体的に使っているっていう経緯もございまして、別に言いたい放題ではありませんけど、個人で議員でもこんなもん、こんなもん、こんなもんはどうだというふうなことがあると思うんです。そこでですね聞く耳を持つために今回議会というものの招集があったというふうに理解しておりますので、今回今は申し上げませんが、今度の議会中の議員の中での発言として、こんなもの、こんなものがあるよということは、今日は申し上げませんが、発言をさせていただきたいと思いますので、聞く耳を持っていたくことをこの場からお願いをしておきたいと思います。そこでですね、今からこんなことを言うのも不謹慎なかもわかりませんが、総額でですねどれくらいの金額というものが、日高の例っていうものも当然町長には頭があると思うんですが、そこの辺の総額っていうふうな構想っていうのは、金額的にありましたら聞かせていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。産業廃棄物の処分場に関する対策事業費として、県が行う事業と、町が行う事業があります。だから一

概に日高村はいくらだったから佐川町はいくらというところは、なかなか言えない部分もあります。特に1つだけ取り上げて言いますと、加茂地区と日高村はまず地域の特性が違うということは、御理解はいただきたいなというふうに思いますが、加茂地区につきましては建設予定地から長竹川の流域に関してですね、多くの住民の方々が住んでますが、長竹川の河川の氾濫対策、河川の改修っていうものが地元の住民の皆さんから、大きな声として上がってきておまして、長竹川の改修を本格的に行うとなると、それだけでおそらく数十億くらいの規模になるんじゃないかなというふうに思っています。これは県が事業として行うというものになってきます。ですから何をもって事業費とするかというのが、すごく言いづらい部分ではありますが、県のほうからは日高村において、地域振興策として実施したもの、日高村に単独で使える予算として県が用意した予算、その同程度ということで、まずはスタートとしては考えておいてくださいと、いうことは言われております。ただやはり処分場の規模もあります。流域に関わる人口も佐川町のほうが多いということもありますが、いろいろな理由によってですねできるだけ加茂地区の皆さんが本当に良くなる、佐川町全体が良くなるというために、できるだけ事業費としては上積みをしていきたいと、いう気持ちには変わりませんが、現時点でいくらということは明確には言えないという状況にあります。以上です。

11 番（中村卓司君）

日高が実施されたことが基本的に、金額的にというふうな話があったようでございますが、町長も既にご承知だと思っておりますけど、日高村が最初にすぐにできれば60億くらいのこの予算規模でっていう話があったんですが、期間がどんどん長くなってきて総額的には6億、7億、10億に足らなく金額で終わってしまったという経過が日高にはあるようでございますけど、どちらがその県が言う日高村くらいの総額の想定というのをどっちにやってるかは分かりませんが、これもう全然無知な質問ですけど、この産業廃棄物っていう予算は県単だけの事業なんですかね、国からの助成というのはないんですかね。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。現時点で明確な答えを持っておりませんので、また担当課に調べさせてお答えさせていただきたいと思

います。以上です。

11 番（中村卓司君）

すみません、質問の中でなかったんで申し訳ございません。ちょっと今単純に考えて予算のことが出たんで、国から出れば存外な金額を言うても聞いてくれるんじゃないかという感じもしましたが、県で言いますとちょっと町の予算との兼ね合いをした時に、あんまり無理も言われんかなというちょっと不謹慎な発想をしまったんで、また調べて議会終わってからで構いませんので、知らせていただきたいと思います。

いずれにしてもこの産業廃棄物進行策というものは、加茂地区もちろん重要でございますが、佐川町にとっても皆がそこそこ納得できるような内容で、実施していただきたいと思いますという要望をですね私のほうから申し上げて、この産業廃棄物進行策についての質問については終わりたいと思います。

最後の質問をいたします。特に地震災害でございますけど、その対策についてどこまでできているかということで、お尋ねをしたいと思います。まず最初にですねお聞きをしておきたいものは、3月に佐川町防災計画というのが見直しで、出されておりますけど、この今までの総合計画を含め、災害計画の中で見直しをしておると思うんですけども、この出された内容というかどうかといった改正が主にできているかを聞かせていただいたら、いいかと思いますが総務課長いかがですか。

総務課長（麻田正志君）

お答えさせていただきます。地域防災計画につきましては本年の3月に改定いたしました。最初の地域防災計画自体は、確か平成26年の3月に策定いたしまして、それから5年間改定がなされなかったところでございます。その間今までになかったような、大規模な自然災害でありますとか、いろんな大震災そういうものがありまして、それまでに考えられなかった災害対応に関する知見とか、そういうものが蓄積されていったということ、あとは災害対策基本法等もそれらの災害に応じて変更されたと、いうことを受けまして、佐川町のほうにおいてもその内容につきまして、改正を行ったということになります。その内容の詳細につきましては、申し訳ありません、今資料を持っておりませんので、また後で御報告させていただきたいと思います。以上でございます。

11 番（中村卓司君）

私のほうがですね、担当課に行きましてその資料をいただきました。新旧対照表ということでいただいておりますが、多少は改正、多少というかなされている部分もだんだんございますけれども、そこでですね災害っていうのはいつ起きるかわかりませんが、それまでに十分な備えをして対応にあたるというのが、この防災計画でございます。特に地震でいきますと、後 30 年後なのか、3 年先なのかわかりませんが、年内に町として取り組みができる最大限の防災の計画ということで、防災するための方策をとっていく必要があるかと考えます。そこで今回の質問がですねここにも載っておりますけど、震度 6 から 7 程度の地震が来た時どうするかっていうことの中から、ライフラインを中心にですね 3 点ほど質問をさせていただきたいと思います。

まず 1 つは道の問題です。2 つ目が水の問題です。3 つ目は電気の問題です。これを 1 つ 1 つ検証をさせていただきたいと思いますが、まず道路の問題、交通網の問題で、もし 6 ないし 7 が想定される中で、橋の問題とかですねトンネルが崩落するとか、そういう危険性を想定内の中で、想定しとかないかんと思いますけど、町内に危険箇所がおそらくわかっていると思うんですけど、その現状と防災対策事業として、今までやってきたことがどれくらい、そして全体のこの程度はできているよという目安がありましたら、まず道路の関係でお聞きしたいと思いますが、いかがでしょう。

産業建設課長（田村正和君）

お答えします。ライフラインの件で耐震対策についてお答えします。町道の件でお答えさせていただきますけど、まず橋梁、町道の橋梁が現在 355 橋ございます。今役場で長寿命化の対策をやっておりますけど、耐震についてお答えをするとですね、まず耐震をする今予定をしています橋梁につきましては、第 3 次緊急輸送道路、第 1 次から第 3 次まであって、拠点の避難所とか防災の拠点に行く町道に架かる比較的橋梁の長いものを今対策を進めているところです。今橋梁についてどこまでいっているかということをお答えすると、まず役場に入ってくる町道松崎 1 号線佐川橋がでございます。これ耐震が工事が終わっております。それから佐川高校の所にある柳瀬橋これが町道富士見町柳瀬線、これにつきましては今下部工の耐震対策は終わっておりますけど、一部上部工、落橋防止とかです

ね、一部の工事が終わってないということで、これについては対策候補の見直しの設計をしまして、実施をする予定です。あと予定をしておりますのが、町道井領橋、尾川のヘリポートに行く町道がございますが、これが井領橋、これについても耐震をする予定がございすけど、今後柳瀬橋の対策後に実施をしたいと考えているところです。それからトンネルが町道にもございすけど、トンネルについては、第3次緊急輸送道路上にはトンネルはございせん。トンネルの耐震対策についてちょっと御説明すると、トンネルは構造上周辺に地盤がございまして、地震による振動でそれを地震の震動を抑制とか吸収するような構造になっているということから、橋梁と比較をしても地震による影響は少ないとされておりまして、耐震の対策を実施しているところはないと思われます。佐川町においても第3次緊急輸送道路上にもトンネルはございせんが、トンネルについては長寿命化を進めていくというような予定で、進めております。以上です。

11 番（中村卓司君）

355 ある中で本格的にやってるのは2カ所、3カ所あるかということでございすけど、中心に重要な橋っていうのは他にもだいぶありますので、順次ですね許される予算の中で、5年後かになるか30年後になるかわかりませんが、先ほど言いましたとおりできるだけ早くですね、その道路なり橋なりの橋梁化なり耐震化なりの事業を進めていただくことをお願いしておきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それからトンネルは崩落しないのかなと思ひてたんですが、そういう形でやってるんで心配するのは尾川の西山から、斗賀野へぬけるトンネルとか、あそこ町道やと思ひんですが、それから瑞応にぬけるトンネルも町道やと思ひんですが、そういった所がありますので、点検、崩落する点検は進めておいていただきたいかかと、いうふうな思ひがございす。次にライフラインであります水道のことについてお聞かせ願ひたいと思ひますが、もう随分前から耐震の地震に強い水道管布設をやっておると思ひんですが、できれば総延長のうちにどれくらい仕上がっているかという数字が、わかっておれば聞かせていただきたたいと思ひますが。よろしくお願ひします。

産業建設課長（田村正和君）

お答えします。水道の管路についての耐震化の件ですけど、水道

管、送水管、配水管ございまして、町内の総延長は約 130 キロ超えてるということがありまして、現在ですね耐震化を進めておりますが、平成 30 年度末で管路耐震性適合率というのがございしますが、これが 27%ですので、130 キロで 23 割、40 キロ程度が耐震性があるということでございます。以上です。

11 番（中村卓司君）

27%ということで、4 分の 1 くらいですかね、やっていただいているということですが、これ相当時間かけてやってきましたよね、今の 130 キロを全部やるとしたら、どれくらいでできそうですかね。

産業建設課長（田村正和君）

お答えします。具体的にですね全てを耐震をするということよりは、今現在やっているのは、まず基幹管路の耐震性をあげるということで実施しておりまして、そのあと管路の重要度から、緊急度いろいろ考慮しまして、老朽管の管路を耐震化を進めていきたいと考えているところで、あと何年かかるかというような想定というのはございません。以上です。

11 番（中村卓司君）

ちょっと無理な質問をしてしまいましたけど、これもできるだけ早く予算取りもしていただいて、水道は全て安全であるというくらいに整備していただくことを、早くお願いしておきたいと思います。

次に 3 番目に電気の問題でございます。森議員のほうから電気喪失したらどうするんだという病院関係のこともございましたが、私のほうはですね町内にもし震度 7 くらいの震度がきた場合ですね、町内の電気喪失ってというようなことになるのかならないのか、その辺の予想がありますでしょうかね。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。町内全域の電源喪失ということに関しましては、四国電力なりに確認してみないとお答えできないということでございます。またその件につきましては、確認してまた御報告をさせていただきたいというふうに思います。以上でございます。

11 番（中村卓司君）

またとんでもない質問でございましたが、電気、完全に喪失するっていうのは北海道のあの地震とかですね、この間の台風とかですね、ものすごく 90 万戸ですかね、千葉県、東京含めて電気喪失するんですけど、地震の場合どれだけ喪失するかというのも予想がつけ

ないかも知れませんが、喪失全然電気の供給が止まるっていうことの想定は難しいかも知れませんが、場所によっては暗い所で電気が喪失しなくても暗い所はあると思うんです、町内で、夜なんか避難をする時に危ないと、喪失しなくても電気がついちょっと電気がないがために、逃げれないというふうなことがひょっとあってもいかなのですが、町内から電気暗いのでつけてほしいっていうふうな要望が、出ている所は今現在ございますかね。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。電気が暗いといいますか、総務課のほうで防犯灯のLEDへの取り替えと新設ということで対応しております。具体的な数値は今持っておりませんが、28年から平成30年度の3カ年におきまして、各自治会からの要望を受けまして、その時に出た要望につきましては平成30年度に全て終了しております。その後、平成31年度からはそれではまだ拾いきれなかった分についての対応をすると、ということで予算化しております。その予算の規模からいきますと、年間では数件程度くらいしか予算組んでおりません。今現在どの程度の要望が出ておるかというのは、ちょっと今資料を持っておりませんので、また後で御報告させていただきます。以上でございます。

11 番（中村卓司君）

私の手元に要望書がございまして、町内の町の水利がもちろんあるんですが、春日川のずっとふち、すぐその陸橋の所から上郷の踏み切りの所まで、春日川のふちに桜がずっとありますよね、そこに全然電気が無い、しかも避難所が公民館があそこの近くにありますが、すぐその道のふちにあるんですが公民館が、避難指定になってると思うんですよ、夜でありますと、そこに避難が大変危ないというふうなことですとか、その中学生が通ってますよね自転車で、その時に夜になると危ないとか、いうことであそこに非常に電気がないというふうな要望が出てるんですが、新しくですねそういうところに、防犯灯なりをつけるというようなことはお考えにあるのか、要望書が出ているんですけどいかがですか。

総務課長（麻田正志君）

お答えさせていただきます。今ちょっと詳しい資料を持ってないですけど、今言いました春日川沿いの道の所の街灯につきましては、確か来週かなんか行われる学校関係の分の要望にも出ておったと

思います。それについては今対応を検討しているところではございます。以上でございます。

11 番（中村卓司君）

ぜひですね対応をしていただきたいと思います。この地域防災計画の中にも街路灯の耐震対策っていうので、逃げる時にも・・・したってことも書いてありますので、ぜひですねこの地区の街路灯、設置をしていく方向でですね、考えていただきたいと思いますので、もう一回設置をしていただける要望でございますが、お答えをお願いします。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。その分につきましてはまだ検討をしている段階でありますので、この場ですか、しないかというお答え自体はちょっとできませんので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

11 番（中村卓司君）

わかりました。ぜひですね本当の意味で前向きに検討していただきたいと思います。

そこでもう 1 つ、防災につきまして検討を、質問をしたいと思うんですが、災害が起こりますと救助活動のほとんどがですね、地域の自助努力の活動によって、助けられたっていうのをよく報告で聞きますし、阪神淡路の時も東北の時もですね、地元の人がほとんど助けたというふうな、公的な消防署なりが行ってというのが大変少なかったというふうなことが、報道されております。そこで重要になるのがですね、自主防災組織だというふうに思いますけど、今町が考えております、自主防災組織の組織っていうのを位置づけ、町がどのようなお考えがあるのか、まずお聞かせ願いたいと思いますのでお願いします。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。自主防災組織は災害対策基本法に基づき、組織されるということになっておりまして、佐川町のほうで定めております地域防災計画、こちらで町と協力して応急対策を行うということになろうと思います。またその役割といたしましては、災害発生時の役割ということでいいますと、避難誘導でありますとか、安否確認、情報の伝達、救出救護、初期消火、給食とか給水とかというところが、自主防災組織の役割になるというふうに考えておりま

す。以上でございます。

11 番（中村卓司君）

それもありますけど、町との組織との関連というのを、どういうふうに位置づけにされているかをちょっと聞きたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

関連といいますか、先ほどの中村議員の話の中にもありましたけど、大規模災害時におきましては国、県、市町村、行政による公助というのは、どうしても限界というものが出てまいります。その際にはやはり自分自身の身を守る自助、そして地域住民の助け合いによる共助ということが、必要不可欠ということになります。連携という意味でいいますと、町の公助というのは限界がありますので、地域住民の方の助け合いになる共助という部分におきまして、町が進める防災対策の1つとして、御協力いただきたいということになるかと思います。当然その中におきまして町が手が足りない時におきましては、先ほど言いましたような役割を担っていただく、あるいは負傷者の応急手当を行っていただく、救護車への搬送などを行っていただくとか、いうことで町と連携をとりながら防災対策に協力をして、地域の住民の方の災害からの対応にあたっていただくと、というようなことを考えております。以上でございます。

11 番（中村卓司君）

この間の8月の16日ですかね、台風がありましたよね、その時に連絡があったようでございます。どうやっての連絡かと言いますと、これ課長多分読み上げたと思いますが、これが自主防災組織の設立についてという内容にの中で、災害時の役割ということが書かれたやつを、さっき多分読んでいただいたと思うんですが、これ総務課から出てる文書なんで、それでこの中の項目で組織が全部できてるっていうのもご存知ですよ、佐川町の防災の組織っていうのも多分持っていると思うんですけど、この組織の中の連絡網の中を使って、避難誘導なりをしてくださいみたいなほうを伝達して、そこが受けて全部やらないかんというふうに、認識をされている、というのは現場はそう言われても連絡してくれって言われても、なかなかそうはいけないっていうのは現実ながですよ、町との関係がその防災組織とどういうふうになっているかなということを、お話を現場のほうに聞きますとほとんど無いと、つながりがほとんど無いと、自主防災だから自分で防災やけやってくれやというふうなこと

を、感覚で役場が思うてしますと、「俺ら放られちゃうかな、えいばあの時に使うかな」みたいな感覚をもちかけてるのが現状ながですよ、現場として。そこで役場の職員さんも非常に忙しい、そこまで手が足りないところもあるんですけど、組織を組織として明確につながるには、やっぱり人と人とのつながり、役場の職員と現場との人のつながりというのは非常に大事やと思うんですよ、そこはちょっと抜かってはいないかなという心配がありまして、せっかく佐川町っていうこういう組織を作る、県下にもおそらく1つも無いと思うんですよ、全国にはあるかも分かりませんが、高知県では多分1番だと思うんですよ、この組織は。そこで吉村会長がやってますんですが、せっかくそういうすごい組織があるんで、ものすごく大事にするということは必要だと思うんです。組織と防災組織と町がどういう関連を持ちちゃうかなというふうな思いをして、お尋ねをしましたが、人と人とのつながり、ものすごく大事やと思うんですけど、課長その辺いかがですか。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。中村議員のおっしゃられるとおり、人と人とのつながりというのは大事だと、いうふうには認識しております。現在自主防災組織としましては、8月末で96組織が設立をされております。その全ての組織につきまして、危機管理対策係4名でやっておりますけれど、全ての組織につきまして、密につながりをもつというのはちょっと難しだろうと考えております。ただ自主防災連絡協議会という各自主防の各地区の会長、各地区の代表者との会というものもございますので、そちらのほうからまずは密に連絡を取り合いながら、いろんなことを話し合っていこうかと、いうふうに思っております。以上でございます。

11 番（中村卓司君）

そこでですね、人のつながりが大事やっていうことを思うんですが、あと残っている所が5カ所残ってますよね、そこでですねこれ佐川地区ながですよ、そこでそこに自主防災組織を作ってほしいという働きかけは、どんなふうにやっていますか。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。残っておる組織につきましては、これも数年前からこの自主防の設立100%を目指しまして、取り組んでおります。残っておる組織、まだ未組織になっておる所につきましては、

その総務課の職員、あるいはその自主防の協議会の方と一緒に、自治会長さんとかの所をお願いに行きまして、設立に向けての依頼を行っているところであります。以上でございます。

11 番（中村卓司君）

ぜひそういう姿でやってほしいんですが、その中の人の中にはですね、民生委員にお任せをして、民生委員だからお願いしますというふうな形だけで、そのままになっているようなこともあったようですよ、だからもうちょっと手厚い一緒に寄り添うて、組織を作っていたかどうかということを、進めていくということがないといかんと思いますので、その点重ねてお願いをしておきたいと思います。

そこでですね、今 95% ですかね、96% ですかね、達成していると思うんですが、まだ 100% でない、今度はですね数だけではないと、中身の問題が充実で、自主防災組織の本来の役目っていうものの充実を図ることが非常に大事やと思うんですよ、だからそういう意味で含めて、吉村会長の筆頭にしてですね、役場の職員さんが会話を密にして、中身を充実していただけるように、それから認識としては、自主防ですから自分たちは自分たちで守ると意識をもちろん大切です。その意識を町がやってくれんけいかんじゃいうことに、ならんことも必要やと思うんですよ。そこも含めて十分なキャッチボールがいますので、改めてその自主防の組織とですね、課長含め中心にしながら、対策本部含めてですね、もうちょっと手厚い手を足らしてもらいたいと思うんですが、いかがです。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。自主防災組織のほうにつきましては、町の取り組みであります防災まちづくりサロン、これのほうも数年かけて全自主防災組織のほうで、防災まちづくりサロンが開催できるように取り組んできたところであります。これにつきましてはほぼ全ての自主防災組織のほうで、防災まちづくりサロンの開催のほう終わっております。今後におきましては自主防災組織自らが、そういう防災に関してこういうようなまちづくりサロンのようなことを、できるようにそれに向けての、開催に向けてのマニュアルとかいうのを今現在整備しております。次の取り組みといたしましては、自主防災組織が自分たちで自走できるように、防災まちづくりサロン等自分たちで開催できるように、その支援をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

11 番（中村卓司君）

ぜひよろしくお願いします。この自主防災組織ができるにはかなりの歴史がありまして、この中にも関わった課長もおりますし、その時代からでございます。もう役場におりませんで、名前も出しても構いませんが、当時の岡林総務課長の時代からこれをつくり上げて、それから福祉の課長もその時代に関わった方もこの中におります。いずれにしても、血が通ったですね組織で、佐川の奇跡と言われるように1人も犠牲がないような、防災システムをつくっていただきたいと思いますので、最後にこれをお願いしまして私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（永田耕朗君）

以上で11番中村卓司君の一般質問を終わります。

議長（永田耕朗君）

引き続き、2番宮崎知恵子君の発言を許します。

2 番（宮崎知恵子君）

2番議員宮崎知恵子でございます。議長のお許しをいただきまして3点の一般質問をさせていただきます。

まず1点目、防災対策や危険を伴う災害時調査のドローン活用についてお伺いたします。皆さまもご存知のとおり、私たちの暮らす高知県は、災害大国でございます。年間降水量でも昨年2018年には3位でしたが、1位の常連でございます。佐川においても町内に1級河川の仁淀川があり、山に囲まれた盆地の地形であることから、災害から地域住民の生命、財産、安全を守る地域行政の迅速な判断をしていくことは、大変重要なことでございます。その判断の重要な基軸となる災害地域の被災状況、情報収集に最近普及しておりますカメラ付きのドローンの起用をしてはどうかと思うのです。人が立ち入れない危険な地域の早期把握が可能ですし、平時からの観察データの蓄積により、地域自治体でしかできないきめ細やかな避難の告知や、避難マップの充実に役立つと思います。ドローンは飛行物ですので大雨や強風の最中には活用できません。しかしながら防災対策だけでなく、土木関係、森林の管理、佐川町観光PRにも多々活用できると思います。町長はじめ関係部署の御意見を賜りたく思います。よろしくお願いします。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。現在佐川町のほうでは地域おこし協力隊の自

伐型林業のほうで、ドローンを1台リースしております。林業の現場におきましてもドローン技術のほうは注目されておまして、林野庁の四国森林管理局のほうも積極的に導入し、その活用事例自体も広く紹介されているところでございます。昨年はこの高知県立の林業大学校で、このドローンの操作講習会が開催されまして、当町の地域おこし協力隊のほうからも数名が参加しております。そしてその活用の幅広さを体験し、ドローンの導入にいたったということになっております。先ほどのお話にありましたように、佐川町におきましても空撮によって間伐等の森林整備を実施した施業前と、施業後の比較、そういうこともできますし、施業完了後の写真を森林ICTのデータに反映するなどの、可能性なども検討しているところでもあります。一方現在リースしているドローンのほうは、災害時のほうにも利用することが可能ということになっておりますので、この秋ではございますけれど産業建設班のほうの数名が半日程度の、操作説明のほうも受けるということになっております。今後の災害現場のほうでも活用することができるように、そちらのほうでも取り組んでいきたいと、いうふうに考えております。以上でございます。

2 番（宮崎知恵子君）

存じ上げませんで失礼いたしました。既に佐川町ではそれを導入しているということで、ありがたいことでございます。多くの利用活動をしていただければと思っております。

続きまして、2番目の質問をさせていただきます。骨髓移植ドナーの住民税の減税についてお伺いをいたします。皆さんもよくご存知と思いますが、水泳女子期待の星、池江璃花子選手が白血病にかかってから骨髓移植ドナーの輪が広がっております。骨髓ドナーについて少し資料を読ませていただきます。全国で公益財団法人日本骨髓バンクが主体となって、日本赤十字社および、各都道府県などの協力を得て、1991年の12月より日本骨髓バンクを運営し、2016年の10月19日には移植が2万例に達しました。日本各国のドナーの登録者は本年2019年3月には、50万人を突破しております。ドナーは手術費や入院費がかかりませんが、入院中の雑費として一律5千円が支給されます。骨髓バンク手術には全身麻酔や後遺症が残る可能性があり、適合したドナーが最終同意の直前に提供を断るケースがございます。提供により仕事を休業しても休業補償は出ませ

ん。入院に伴う家族の介護や、子どもの保育などの補助もありません。それに家族に反対されるなど、周囲の理解が得られないためドナー側の負担に対して、あまりにも見返りが少ない状況でございます。骨髄提供は提供する人の痛みを伴う善意にのみ、支えられている状況で、善意が無駄になることも多く、また白血病などの治療が継続的に行えない状況にもあります。行政において昨年 2018 年の現在、全国で 400 以上の自治体がドナーへの助成制度を導入しており、高知県におきましても、高知市、須崎市、いの町、土佐町などの 10 自治体がドナーの助成制度を行っておりますが、助成金は 2 万円かける入院日数で例えば 3 日の入院なら 6 万ですよね、5 日なら 10 万です。このように一時的なものであると同時に、自治体ごとにルールがあり、ドナーの負担は大きいです。そこで佐川町の骨髄提供手術のドナーに対して、一定期間の住民税減税をしてはどうかと思うのです。できれば一生が良いのですが、10 年、最低でも 5 年間骨髄提供手術ドナーの方の世帯に、10%の減税を行うという考え方なんです。町の自治体としてもメリットはあると思います。予算を捻出する必要はありませんし、減税方式ならば届けをされた方にその場で納める税金を軽くすれば良いし、手続きが簡単です。またドナー登録は年齢が 18 歳から 54 歳まで、提供年齢は 20 才から 55 歳までと決まっております。健康の面でも体重や血圧の規定もあり輸血経験がなく、服薬中でない健康な方が対象です。つまり若い健康で善意にあふれる方の人口が佐川町に増え、佐川町のイメージも良く、楽観的な見方をすれば骨髄バンクに登録するなら、佐川町に住民票を移そうという方がいらっしゃるかもしれません。病で苦しむ方を救うだけでなく、町民の方の多大なる貢献に行政として報いつつ、なおかつ町の永続的な反映にも役立ち、経営的視点からも骨髄移植ドナーへの住民税減税を行ってはどうか。また佐川では助成制度を導入しておりませんが、税以外でも今後助成する予定が何かおありでしょうか。関係の方に御答弁を願いたいです。よろしく願いいたします。

税務課長（森田修弘君）

宮崎議員の御質問にお答えさせていただきます。住民税ということですが、町民税の分として回答させていただきます。骨髄ドナーへの町民税減税につきましては、地方税法第 6 条における不均一課税の要件には、当てはまらないものと考えられますので、減税で対

応するという事についてはできないものと考えております。以上でございます。

健康福祉課長（田村秀明君）

宮崎議員の御質問にお答えします。骨髄ドナーへの助成制度についてできないかという御質問についてでございます。ドナーの助成制度を設けている全国の市区町村は、本年8月22日現在で569団体となっております。高知県内の助成制度の状況につきましては、県の補助事業として、高知県骨髄末梢血管細胞移植促進事業補助金というのがありまして、こちらのほうで2分の1の補助金があります。基準額はドナーが骨髄の提供に要した日数かける2万円、上限は14万円ということになっています。県下では8月末現在で、10市町が補助金の交付要綱のほう策定しております。また3市町が策定に向けて検討しているということを聞いております。佐川町の今後の取り組みについてでございますが、県の医療政策課のほうに骨髄ドナー登録について確認したところ、平成30年度末ですが、佐川町在住の登録者は36名、平成5年以降の実績としてですね、平成25年に1名の方が提供があったというようなことを確認しております。佐川町での登録者や提供の実績もあることから、助成制度についての検討をしていきたいというふうに考えております。以上です。

2番（宮崎知恵子君）

ありがとうございます。全国では減税をされている所はございませんでしょうか。

税務課長（森田修弘君）

お答えいたします。骨髄ドナーについて減税をしているってことは聞いたことはございません。

2番（宮崎知恵子君）

ありがとうございます。今のところそういう考えはないということでございますかね。

税務課長（森田修弘君）

先ほど回答させていただきましたとおり、減税において対応するってこと自体が地方税法における不均一課税には該当しないおものと考えておりますので、減税での対応はできないものと考えております。

2番（宮崎知恵子君）

分かりました、ありがとうございます。

続きまして、3点目の教科書の採択について質問をさせていただきます。1点目、教科書の採択はどのような手順で、基本的にどのような考えのもとで採択していますでしょうか、よろしくお願いします。

教育委員会教育長（川井正一君）

御質問にお答えさせていただきます。まず教科書の採択につきましては、多くの事務が法令で定められております。まず学校教育法では、小学校においては文部科学大臣の検定を経た教科用図書、または文部科学省が著作の名義を有する、教科用図書を使用しなければならないと規定されております。この規定は中学校にも準用されますので、いわゆる検定済みの教科書を採択するということがまず大前提でございます。次に市町村立の小中学校で使用する教科書の採択権限は、地方教育行政組織および運営に関する法律の規定により、私ども市町村教育委員会にあります。採択にあたりましては義務教育小学校の教科用図書の、無償措置に関する法律におきまして都道府県教育委員会は、市町村の区域またはこれらの区域を合わせた地域に、教科用図書採択地区を設定しなければならないと規定されておまして、現在高知県には8つの採択地区がございます。佐川町は土佐市、須崎市および高岡郡内の町村学校組合の合計10の教育委員会で組織します、高岡地区教科用図書採択協議会の構成メンバーとなっております。

また採択地区内の市町村教育委員会は採択地区基本形における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならないとも規定されております。高岡地区採択協議会では、教科書の採択にあたりましては委員全員一致を基本としておりますが、教員が整わない場合には多数決でより決定することとしております。本年度は小学校の13種目の採択を行いました。協議会におきましては全員一致は3種目、残る10種目は多数決により決定しております。この協議の結果を受けまして法令に従い、高岡地区の各市町村教育委員会は同一の教科書の採択を行っております。なお教科ごとに、この13種目になるんですが、3名から5名程度の教員で組織する高岡地区教科用図書調査委員会を設置しまして、文部科学省の教科書の教科書目録に搭載された、全ての出版社の教科書について、調査研究を行いその調査研究資料を活用して、私どもは教科書の選定作業を行っております。

次に、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行例における、同一の教科書を採択する期間は4年間とするとの規定により、4年ごとに教科書の採択を行う必要があります。また教科書の採択は、当該教科書を使用する年度の前年度の8月31日までに行わなければならないとも規定されております。

以上が法令に基づく教科書採択にかかる一巡の手順でございます。

2番（宮崎知恵子君）

ありがとうございます。ということは8月31日ということは、既に決まっているということですよ。教科書の取り扱っている所の書店といいますか、それはもう発表してもよろしいでしょうか。お願いしたいです。

教育委員会教育長（川井正一君）

先ほど答弁しましたように、本年度は令和2年度以降に使用する小学校の教科書の採択年度でございました。先ほど申し上げましたように、8月31日までに採択するというのが法令で定めておりますので、もう既に終了はしております。そして県下8地区、先ほど申し上げましたように私どもは高岡地区になるんですが、その県下8地区の採択結果は、9月2日から県教委のホームページにおいて公開されております。以上でございます。

2番（宮崎知恵子君）

できれば今公表していただけたらありがたいですが。

教育委員会教育長（川井正一君）

すみません、13種目あるもんですから、全ての教科書会社の名前は、ちょっとよく覚えておりません。それぞれ例えば英語でしたら出版社8社くらいある中で、その中から1社選んだというようなこととございまして、申し訳ございませんが少ない教科書でしたら、少し覚えているものが、例えば地図でしたら帝国書院、地図は東京書籍と帝国書院の2社しかございませんでして、帝国書院になったんですが、そういうことすみません、ぜひ県教委のホームページで見ていただければと思います。よろしくお願いします。

2番（宮崎知恵子君）

ありがとうございます。次に2つ目にいきます。小学校は既にもう決まっているということですが、中学校におきましては現在どのような進捗状況になっておりますでしょうか。

教育委員会教育長（川井正一君）

お答えいたします。令和３年度から学習指導要領の改正に伴いまして、中学校の教科書を採択する必要があります。したがって来年度が教科書の採択年度になります。現時点では本年度の８月末をもって小学校の部分が終わっただけです。また来年度につきましては、来年の新たな年度に入りまして、また高岡地区採択協議会の中で、メンバーを新たに選考して組織をつくって、そしてまた調査研究などをしまして、その資料などをもとにそれぞれの教科書についての、採択の決定につなげていくと、いうことになります。現時点ではまだ来年度の細かい日程等はまだ決定しておりません。以上でございます。

２番（宮崎知恵子君）

今言われましたように、これに関わっておられる方々の委員会の構成ってというようなものは、公表はされておりますでしょうか。

教育委員会教育長（川井正一君）

お答えさせていただきます。義務教育小学校の教科用図書の無償措置に関する法律および、同法の施行規則におきまして教科書を採択した時は、教科書の種類、採択理由、教科書の研究資料、それから採択協議会の議事録を公表するよう務めるものとされております。ただあくまでも努力義務であるため、佐川町ではよう公表しておりませんでした。ただ高岡地区でも既に公表している市町村もございますので、法令の趣旨を踏まえまして本年度の小学校の採択関係の、先ほど申し上げました資料につきましては、今後町のホームページにおいて公表したいと考えております。以上でございます。

２番（宮崎知恵子君）

ありがとうございます。ぜひ公開できることをありがたく思っております。

続きまして、５番目の歴史教科書から坂本龍馬など歴史的な偉人を消すという案が出ておりますが、これに関してどのようにお考えでしょうか。

教育委員会教育長（川井正一君）

お答えさせていただきます。昨年１１月大学入試で歴史の細かい用語が出題され、高校の授業が暗記中心になっているのは問題だとされまして、高校と大学の教員らで組織する高大連携歴史教育研究会が用語の精選案を提言いたしました。用語が多すぎるとして教科書の本文に載せ、知識を入試で問う用語を現在の３,５００語程度から、

約半分にすべきだという内容でございました。その中で坂本龍馬や吉田松陰など、誰もが知っている歴史上の偉人が削減対象になっております。この背景としましては大学入試センター試験から、令和3年1月には、大学入学共通テストに移行することが上げられます。この共通テストでは知識だけではなく、思考力、判断力、表現力が一層重視され、記述式、論述式の問題が導入される予定であります。この大学入試改革に合わせて、歴史教育も変わっていく必要があるとのことから、今回の提言になったものでありまして、私もこの方針には基本的には賛成でございます。ただしかしながら坂本龍馬が日本の大きな転換期とも言える、幕末期において果たした役割というものは、歴史学文的にみても十分評価されるべきものであると考えております。なお歴史教育において大事なことは、歴史上の人物や用語を暗記することではなく、その人物が果たした歴史上の役割や因果関係などを学び、共感することを通じて最終的には、自分の将来の生き方に役立てることのできる力を、培うことであると考えています。そういう意味からも坂本龍馬の果たした役割や生き方は、子供たちが将来のことを考える際には、大いに共感し参考できるものであると考えております。このことは今も坂本龍馬の生き方に、共感する龍馬ファンは、全国各地に数多くいることが証明しているとも考えております。これらのことを総合的に判断しますと、坂本龍馬が引き続き教科書に搭載されることは、私としては当然のことであると考えております。以上でございます。

2 番（宮崎知恵子君）

ありがとうございます。以上の質問を踏まえまして、私的には土佐には坂本龍馬先生をはじめ、偉人を輩出した偉大な歴史があり、歴史上の偉人は皆数々の困難に打ち勝ち、その過程においての努力がその勤勉な姿勢を通して、学びや社会的な富を創造しております。偉人の生涯には彼らが多くの人たちに対して、また社会や国家や世界に対しての愛が根底にあると思うのです。だからこそ偉人には多くの方に長く語りつがれるだけの得が生まれていると思います。偉人を学ぶことによって、努力の大切さや個性を愛するところ、また様々な困難に遭遇した時、彼らの人生から苦難からの脱却の方法や発想など、多くを学ぶことができると思います。特にこころの形成においては幼い頃から重要だと思います。今は平等に重きを置いているという思想の影響が大きく、平等教育の原理からみれば、偉

人を認めると人の価値に違いがでるという理屈が発生するらしいのです。これが果たして正しい教育と言えるでしょうか。

現代的ないじめの多くは人と違っているということが発端となり、いじめがはじまるとも聞いております。人と違っていいんです。歴史教育書をとおして努力したり、偉業をなしとげた偉人の人生を学ぶことは希望の未来を描くことになります。文教の町佐川においても偉人の教育に力を入れて教科書の選択、ぜひ地域の特性にあった地域のほこりを持つ子供たちが育つよう、幅広い視点での採択をお願いしたいと思いますが、改めまして御答弁をお願いします。

教育委員会教育長（川井正一君）

まず教科書の採択ともう1つ、学校では基本的に教科書を使って子供たち勉強するんですが、もう1つ副教材というそういったものも活用しております。その2点から少し御説明させていただきますと、まず教科書の採択は先ほど申し上げましたように、高岡地区という10の教育委員会の中で協議して、最終的には多数決で決定されるということになっております。ですので、佐川町が例えばこの中学校の歴史的分野でA社の教科書を採択したいということで、意見を出しても残念ながら他の9の教育委員会との多数決の関係で、必ずしもそれが採択されるとは限らない、ということになります。そういう意味において法令の制約があって、そういう意味において市町村の独自性は、若干損なわれるということにはなっております。ただ一方先ほど申し上げました、副教材を使ってそれぞれの市町村教育委員会において、独自に地域の偉人などについてしっかり勉強する、これはこれから非常に大事なことでありと考えておりまして、現在佐川町ではふるさと教育の検討委員会というものを立ち上げております。その中で佐川の偉人、きら星のごとくたくさんの偉人がおいでます。先だっの検討委員会では佐川にたくさん偉人がおるけれども、これ全て学校教育でやるとなると、子供たちの授業の実数の関係もある、そういった中でどの方を集中的に、偉人の方が仮に10人おれば、絶対学校教育でやっていただける方をまず選びましょう、何人か。その次の段階としてこの方については、例えば少し時間があれば学校の裁量で、教えていただいてもいいんじゃないかと、そういうふうな今作業をしております。そういったことを経て来年度にはふるさと教育の副読本にかかるコンテンツを作成するようにしております。そういったものを活用して佐川町では

ふるさと教育、ふるさとの偉人、そういったものをしっかり子どもたちに教えていきたいというふうに考えております。以上でございます。

2 番（宮崎知恵子君）

ありがとうございます。佐川町ならではの文教の町、佐川にふさわしい教育をよろしく願いたしたいと思います。これで質問を終わります。ありがとうございました。

議長（永田耕朗君）

以上で、2 番宮崎知恵子君の一般質問を終わります。

ここで食事のため、1 時 30 分まで休憩します。

休憩 午前 11 時 50 分

再開 午後 1 時 30 分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、6 番邑田昌平君の発言を許します。

6 番（邑田昌平君）

6 番邑田昌平です。ただいまから通告にしたがいまして、一般質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、佐川町職員の定数に関連してお聞きします。国の推計によれば 75 才以上の高齢者は 2030 年までにピークを迎え、一方では生産活動の中心となる 15 歳以上、65 歳未満の生産年齢にも人口の減少は加速化し、労働参加が進展しても 2030 年まで就業者数は減少が見込まれています。2018 年 1 月 1 日時点の人口動向調査では、生産年齢人口は初めて全体の 6 割を切っています。こうした人口減少化においては、産業構造や税制に特別な変化がなく、景気変動の影響もないと仮定すれば、年収は減少する一方で、高齢者人口の増加に添う、行政費用は確実に増大することが見込まれています。これまで誰も経験したことがない、少子高齢化社会を迎えた今、高知県および佐川町の人口は少しはそれに伴い、地域経済の減少や活力の低下を私は大いに危惧するものであります。

こうした不安を解消すべく、高知県産業振興計画に基づく地域アクションプランにおいて、自伐型林業を核とする、産業づくりや観光振興などに、地域を上げた取り組みが進められています。人口構

成の変化による老いの影響に伴うため、持続的な産業進行による雇用の場の確保創出に向けて、官民一体で取り組んでいるところがあります。これらの取り組みの成果を、確実に上げていくことはもちろんのことではありますが、縮小社会の一途をたどり、財政的な制約が高まる中においては佐川町の行財政運営の効率化、厳格化進めていくことも重要であろうと考えています。

これまでも個々に指摘があったと思いますが、そうした中でここ数年の佐川町職員数の増加傾向に対して、将来的な不安を覚えるを得ません。県総務部市町村振興課の平成 29 年度市町村職員の定員管理に関する資料によれば、県内市町村職員数は平成 13 年度から平成 26 年度までの 14 年間は、連続して減少し平成 27 年度からは増加に転じているとのことでもあります。私の確認することのできた佐川町職員数に関しては、平成 15 年度を基準として、平成 29 年度の職員数は 4.9%の減となっています。同時期の県内市町村全体では 16.6%の減で、平均と比較すると定員割合が大きな開きがあります。確認した範囲内では佐川町の職員数は平成 15 年度が 244 名、以降平成 19 年度の 216 人も最少とし、その後は増加基調にあります。また平成 29 年度には高知市、南国市、梶原町が 8 名の増となっておりますが、次に佐川町が 7 名の増となっています。この結果、平成 30 年度の佐川町の職員数は全体で 236 名となり、平成 16 年度の 235 名を上回っています。ここで町長にお聞きします。佐川町職員数が県内市町村の平均的な動きとは異なる推移を見せていることについて、どのような要因があるのでしょうか。また平成 28 年度から平成 30 年度にかけての 11 名の増について、なぜ増員が必要となったのか、その理由をお聞きします。

町長(堀見和道君)

御質問いただきましてありがとうございます。邑田議員の御質問にお答えさせていただきます。平成 15 年から平成 30 年までの間に、減少率が少ないということでありました。その 15 年間にわたる分析は、明確にしておりませんので、あくまでもこうではないだろうかという推測のもと、答弁させていただきますが、以前渡辺町長の時代にかなり少数精鋭でやるんだというお話をされてたというふうに聞いております。かなり少ない人数でなかなか厳しい行政運営されていたのかもしれない。その流れがあってもともと平成 15 年時点で他の自治体と比べたら、自治体の標準財政規模に対する

職員数が、少なかったかもしれませんが、佐川町としては減少率が少ないのかもしれないというのが私の推定であります。

あと病院事業につきましては、高北病院の病院の建て替えも行いまして、病院事業に関する職員数が増えているということもあります。もろもろの要因があつての数値となっておりますが、定員管理計画をしっかりと立てて、適正に人事採用をしておりますので、職員管理に関しては全く問題ないというふうに考えております。詳細につきましては総務課長から説明をさせますのでよろしくお願いします。

総務課長（麻田正志君）

お答えさせていただきます。県内の市町村の職員の平均の推移と異なる点につきまして、要因の 1 つとして思い当たるというのが、市町村の合併というのも 1 つの要因にあたるのではないかというふうには考えております。県内の市町村におきましても、2 分の 1 程度の市町村が合併したということで、以前は 53 市町村あった市町村が、今現在 34 市町村ということで、合併を 29 市町村がやって現在の 34 市町村になったというようなところもあります。そのような合併した市町村につきましては、職員数の減、全部合わせた職員数でそのままいくのか、あるいは職員数を減らしていくのかということで、職員数の減なども検討事項だったというふうに思われますので、採用の抑制等もあつて職員数が減ってきたんではないかと、ということも推測されるというふうに考えております。

また御質問にありました、11 名増員の内訳についてでありますけれど、平成 28 年度から 30 年度にかけての 11 名増員の内訳につきましては、一般行政で 3 名の増ということになっております。教育で 1 名増、公営企業等のうち病院事業で 10 名増、水道事業で 1 名減、介護保険特別会計で 2 名の減とこのような増減がありまして、役場といたしましては 3 年間で 1 名の増ということになっております。そして高北病院のほうで 10 名の増という内容になっております。役場の 1 名増につきましては、加茂の小中学校の給食が自己方式から給食センター方式に移行したということで、食数が増えました。そのような給食センター業務の増加に伴いまして、1 名増というかたちになっております。また高北病院の 10 名増のほうにつきましては、欠員の補充といたしまして、医師が 1 名、看護師が 2 名、事務局職員が 2 名ということで 5 名の増になっております。その他の 5

名につきましては医師 1 名を派遣していただいたこと、病床改変により看護師 1 名を増員したこと、そして薬剤師の方の定年退職前に前倒し補充といたしまして 2 名補充したこと、他には訪問リハ等の事業拡大により作業療法士を 1 名採用したということでその他の 5 名というような内容になっております。以上でございます。

6 番（邑田昌平君）

平成元年 5 月 23 日の高知新聞報道によれば、あくまでも試算とありますが、財務省の財政制度審議会分科会で、地方財政の改革案が議論される中で、警察官や消防士、教師らを除いた地方自治体の一般職員数が、平成 30 年度まで 4 年続けて拡大して計 1 万人増えたという点を取り上げ、その後人口縮小ペースに合わせると 2025 年令和 7 年には 3 万人減、減らせることが提示されています。また人工知能 A I の活用などで事務作業を効率化し、確実に人員を絞るようなことを求めることであります。

佐川町では町立病院高吾北広域市町村組合の運営という、行政サービスの提供しておりそれらの維持にも一定の職員数が確保しなければならんことが理解しますが、一般職員を含め職員数全体の抑制が必要と思われます。将来を見据えた人事管理の見直しが必要と考えますが、増え続けている佐川町職員数について、今後の長期的な管理計画をどのようにお考えか、また財政に占める人件費の比率の将来推計をどのように見込まれているのでしょうか、町長にお聞きします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。総務課のほうで定員管理計画を立てて、私のほうに提示があって幹部で協議して承認をしています。その内容につきましては、私が責任をもって承認していますが、詳細につきましては総務課長のほうから説明させますので、よろしくお願ひします。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。管理計画につきましては平成 29 年度に佐川町定員管理計画といたしまして、5 年間の計画のほう作成させていただいております。この管理計画に基づきまして、各課局とヒアリングを実施するなどして、事務事業の増減を反映するよう毎年度見直しを行うようにしております。今後におきましてもこの定員管理計画をとおしまして将来的な事務事業、そちらのほうを見据えなが

ら定員を管理していきたいというふうに考えております。

財政に占める人件費比率の将来推計というご質問であったと思います。このことにつきましては、佐川町中期財政計画というものを策定しておりまして、そちらのほうの内容でお答えさせていただきます。中期財政計画のほうは普通会計にかかる人件費の見通しということで、見通しのほうたてております。こちらのほうの平成 29 年度から令和 3 年度までの 5 年間ということで、来年令和 2 年度につきましては、その計画上人件費といたしまして 8 億 1,900 万円、歳出総額に占める割合といたしまして、約 11.9% その次の年の令和 3 年度におきましては、8 億 800 万円、歳出総額に占める割合といたしまして、約 11.7% ということで見通しのほうはその計画上立てております。以上でございます。

6 番（邑田昌平君）

現在 60 歳で定年退職する職員について、無収入期間が発生しないように、雇用と年金の接続を図るための再任用制度が導入されておりますが、再任用は職員の能力や経験を有効に活用できると言われる一方で、若い人を新規に採用したほうが職場の活性化につながるとも言われています。年金支給年齢が段階的に引き上げられる中で、再任用を希望する職員は今後も増えてくるとは思われますが、管理計画の中にはこの再任用制度の任用については、どのように位置づけられているのでしょうか、希望する職員は全員再任用しなければならないと思うのですが、また新規採用者の関連について、どのように整理されておるのかお聞きします。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。佐川町定員定数管理計画のほうにおきましては、再任用制度の活用としてそちらのほうで整理しております。再任用制度の活用といたしまして、意欲等、能力を持った再任用を希望する職員が長年培った知識、経験を有効に生かして、事務遂行上のノウハウを継承し、職員の事務負担を軽減するため、短時間再任用の制度を活用するというふうに定めております。また今後も短時間再任用職員の増加が見込まれるため、これまでの職歴などを参考にしながら、配置に片寄りがないように配置していくと、いうことになっております。あと再任用職員の採用につきましては、希望する職員を全て採用するというわけではございません。その再任用職員につきましても地方公務員法であったと思いますが、能力の実

証が必要になっておりますので、能力の実証等を行った後に、再任用職員として採用できる者を採用するということにしておりますので、希望する職員全てを採用するわけではないということになっております。また新規採用職員との関連につきましては、この定員管理計画につきましては、この定員管理計画の中では整理のほうはされております。されておりますけれども、今現在短時間再任用が全ての再任用職員でありますので、現在短時間再任用で雇用している再任用職員を、定数内となる常勤での雇用をすると、いうことになれば当然新規採用職員はその分控えるようになるというふうに考えております。以上でございます。

6 番（邑田昌平君）

また退職者の再任用についてこの3年間、平成29年、30年、31年度における定数に含まれる常勤職員がいれば、その人数、定数以外扱いになる非常勤職員の定数の内容と、新規採用者の状況を町長お聞きします。

総務課長（麻田正志君）

ご質問につきまして、私のほうからお答えさせていただきます。退職者の再任用につきましては3年間ということで、平成29年度が8名になります。平成30年度は11名、平成31年度は7名となっております。この人数につきましては全て定数外の短時間の再任用職員ということになっております。ただ平成30年度の年度の途中に職員の自己都合による退職がありまして、その際に1名だけその年度末まで定数内の再任用職員としておりました。週4日の勤務をその時だけ週5日勤務ということにしておりました。また新規採用職員数につきましては、平成29年度が4名、平成30年度が8名、平成31年度7名というような状況になっております。以上でございます。

6 番（邑田昌平君）

私は平成28年度6月議会でも増える職員数について質問しておりますが、それ以上にここ数年の職員の増員について大変危惧しています。この将来にわたって安定的な財政運営を維持していくために、適正的な職員の定数管理と配置が重要な要素になることを申し上げ質問を終わらせていただきます。

議長（永田耕朗君）

以上で、6番邑田昌平君の一般質問を終わります

引き続き、4番、下川芳樹君の発言を許します。

4番（下川芳樹君）

4番議員の下川芳樹です。議長のお許しを得て、通告に従い、産廃関連で3点、災害関連で1点、計4点の質問をいたします。

今議会定例会で複数の議員から私と重複する内容の質問もありましたので、重複する内容の答弁については、簡潔にお答えいただいで結構です。今議会定例会においても、町政の質を問う者として、この席から質問をさせていただきます。執行部の皆様には誠意あるご答弁をよろしくお願いいたします。

はじめに、加茂地区の新たな管理型産業廃棄物最終処分場に関する今後の事業の進め方について、3点お伺いをいたします。まず1点目の質問です。管理型最終処分場建設に向けた県及び町のタイムスケジュールについてお伺いいたします。

さる5月31日に尾崎知事から、施設整備受け入れの申し入れが佐川町長並びに佐川町議会議長に対してございました。町はこの申し入れを受けて、6月13日に臨時庁議を開催し、最終的に町長の判断で受け入れを決定されました。またこの間、町議会においても2回の議員全員協議会を開き、議論を重ねた結果、賛成多数で施設整備受け入れが決定いたしました。これらの決定を受けて6月16日に集落活動センター加茂の里で住民説明会が開催され、町及び町議会が施設整備の受け入れを決定した経過とともに、県が示した確認書の素案等を示し、住民との意見交換を行うとともに、地元から出た進入路ルート変更の要望を聞く形でこの日の説明会は終わりました。この説明会での意見交換においても、住民からの不安の声がまだまだ払拭できていない状況が見られ、県や町との話し合いが今後どうなっていくのか、強い関心を持たれる住民も多数おられました。

その後、地域住民や、町議会からの意見を踏まえて作成された確認書が7月2日に、県と町で締結されましたが、県がこれまで説明してきた施設の安全安心に関する具体的な内容をしっかり履行してもらうための協定書はいまだ締結をされていません。また建設地の地質調査の状況や、地域振興策の内容、周辺安全対策の話し合いも気になるところです。

このような状況の中で9月8日に県より施設受け入れ決定後、初めての地元説明会が開催されました。この説明会は9月11日にも同じ内容で加茂の里にて開催されます。説明会では、これまでの経過

と今後の計画について、県より報告があり、住民からは事業ありきの計画だけではなく、長竹川改修の見通しなど、地域が直接よくなる取り組みなどの具体的な日程についての質問もございました。これらのスケジュールについては、先に橋元議員より、詳しい質問がございましたので、県が示しているタイムスケジュールの内容について、この内容についての町の考え方、あわせて町が進めていく取り組みの内容がございましたら、簡潔に答えをいただきたいと思います。

町民課長（和田強君）

下川議員のご質問にお答えさせていただきます。まず県のスケジュールにつきましては、橋元議員からのご質問もありましたけれども、令和2年の前半頃までに施設の調査とかが行われるようになっております。その結果を踏まえて、その後、どのように施設が建設されるかということが出てくるようになるのではないかと考えております。

それ以外に環境保全に関する検討協議等につきましては、来年令和2年に入って、令和2年の末までに検討協議して、その中で協定を結ぶというような形になってくるのではないかと考えています。町においてのスケジュールになりますけれども、こちらのほうは地域振興策を行うために、今後町議会や加茂地区において、まず町の振興策の素案をお示しし、それぞれのご意見を頂戴し、これを本年度末までに中間とりまとめを行い、最終的には令和2年の中頃を目途に、最終とりまとめを行ったうえで施設の着工までには地域振興策の協定を結ぶような手順になろうかと思えます。

それに向けまして来週 17 日からになりますが、加茂地区の住民の方々に対しまして、長竹、横山、竹の倉公民館、加茂の里のほうで町が示す振興策の素案をお示したうえで住民のご意見をお聞きする第1回の会を開催する予定にしております。以上です。

町長（堀見和道君）

ご質問いただきましてありがとうございます。下川議員のご質問にお答えさせていただきます。県のスケジュールに対する町の考え方というご質問がありましたので、私のほうから説明させていただきます。県から提示されたスケジュール令和元年度、令和2年度にまたがる2年間のスケジュールを出していただいております。これほど中期的なスケジュールを明示をしていただいたということに

関しては、選定過程の中でもなかなかないことでありました。その2年間のスケジュールを提示していただいた中でですね、令和3年度には、工事着手をしたい。施設本体の工事着手をしたいというスケジュールになっております。このことにつきましては日高村のエコサイクルセンターが満杯になる時期が県の最大長く時間がかかった場合というところよりは、満杯になる時期が早まっているという話を聞いております。できるだけ満杯になる前に完成をさせるという県の意図がこのスケジュールに入っているということになります。

ただ、この予定2年後に令和3年度に工事着手という予定になっておりますが、これに全てが引っ張られて丁寧さを欠いたり、無理やりに協定を進めるということがあって、色々なところでひずみが出るということがあってはならないというふうに町としては考えております。この限られた時間の中で、どれだけ計画立って丁寧に進めていくかということがとても大切になるというふうに思っておりますので、その意味でも町と県が連携会議の中でしっかりと協議をして町として譲れないものは譲れないと、その辺はしっかりと主張しながら、協議を重ねていって、全体のスケジュールがスムーズにいくように町としても努力をしていきたいと考えております。町としての考えは以上になります。

4 番（下川芳樹君）

先にも申し上げたとおり、加茂地区の住民にとって最も重要なのは、今後県と町とで協定する協定書の内容となります。中身の検討や、検討時期について、どのように進めていくお考えなのか、先ほど言われた令和2年度までの流れ、県が進めていくタイムスケジュールの中で、町も同じような流れにそって町も同じような流れで進めていこうというふうなことではございましたが、このあたり、もう少しですね、つきつめたお話をお伺いしたいと思います。

これまで産廃施設の安全性については、県の説明会を通じて幾度となく、県より説明をいただきました。これらの安全性、安心にいたる経緯について、しっかりと履行していただくためにまた住民の安心安全につながる提案をその協定書の中にも盛り込んでいくためにも、ここの部分が事業の肝となります。協定書は県と町によって締結されますので、住民の側にたった内容で中身の濃いものとしてもらわなければなりません。あわせて事業の中止まで影響するボー

リング調査の実施時期や結果の判断時期、9月8日の説明会でも関心の高かった長竹川の河川改修計画についても、もう少し具体的な内容、町の考え方があればお答えいただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。長竹川の改修にしましても、ボーリング調査にしましても、県が実施主体としてなって取り組んでいく内容であります。下川議員がおっしゃるように長竹川の改修につきましては、今、県から提示されているスケジュールですと、令和2年度末に計画策定ということで、本体よりはスケジュール的には、ゆっくりという形に住民の皆さんも捉えられるかもしれません。長竹川の改修につきましては、土木事務所の越知事務所と協議を重ねながらできるだけ早い段階で、詳細なスケジュールを出していただくようお願いをしていくということを町としては取り組んでいきたいと考えております。

ボーリング調査につきましては、前日のご質問の中でもお答えしましたが、ボーリング調査そのものが12月を予定しているという中で、電気による調査、電気探査のほうは10月から11月にかけて行うということになっております。その結果がどのタイミングで出るかということもありますけれども、県のほうでは契約をして事業者のほうが進めていくというスケジュールで今、進めておりますのでその流れの中で町としてしっかりチェックを果たしていくということが大切かなということを考えております。以上です。

4番（下川芳樹君）

前回、県の説明会の中でもご質問させていただいたんですが、ボーリング調査の結果、空洞の問題であったり、下層部分の土質の問題であったり、このような問題をなるべく早く、しっかりとした形で調査をしていただき、その結果については、橋元議員も触れていましたが、しっかり、その分析については、県とかコンサルタントに頼らず専門家の意見を聞くとか、またその情報については、施設を受け入れる佐川町にも、その情報をしっかりつないでいただいて、その結果を住民とともに共有できるような、そういう環境をぜひつくっていただきたいと思います。この問題いかんいよっては施設自体が中止になるという、大変重要な問題でございますので、そのあたりはしっかりお願いをしたいと思います。

また長竹川の改修なんですが、やはり地元の住民にとって河川の

改修、これは以前も今議会で、この議会の中で私も質問をさせていただきました。下流側の日高村の改修というものがどんどん進んでいる中で、佐川町側の上流側の河川の改修というものが非常に遅れていると、確かに事業の趣旨から言えば、人命に影響する部分の改修が、まず一番であると、いうふうなことで住宅の浸水を中心に考えられて、日高村のほうで施工が急がれているという状況は、理解できますが、同じように同じ河川の上流下流で取り扱いが違うというふうなことはおかしい、ということを申し上げまして町長のほうも村と町で考え方が変わるようなことはないというふうなことでのご答弁もいただいております。

ただ、今回、こういう産廃施設が地域の中にできるということもあって、速やかな改修計画が実現できるような方向を向いております。日高村の放水トンネル、この事業についても来年度あたりに隧道の完成というふうなお話も伺っております。下流側の排水能力が高まれば、それだけ上流側の排水能力も必然的に高まってくると思いますので、目に見えて地域が環境がよくなったなというふうに感じるのには目の前にある長竹川の改修、そのあたりが一番大きいんじゃないかと思います。このあたりもしっかり、計画にそってより一歩前に進めて計画を前倒しでも進めていただけるようお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。下川議員のおっしゃるとおりだというふうに考えています。日高村のほうで今、放水トンネルも含めて排水の計画に基づいた工事が順々と進んでいます。基本的に川はつながっているものでありまして、日高村、佐川町連続した流れの中でどのような計画をするのか。どのような断面を計画するのか、そういったことが大切だというふうに思っております。日高村がよくなり、佐川町加茂地区の長竹川がよくなり、地域の皆さんが安心して暮らすことができる、安心して農業に臨めるという、そのためにも長竹川の改修についてはしっかりと県のほうで実行してもらおうということを町としても、県と協議しながらしっかり意見提言も出していきたいなというふうに考えております。以上です。

4 番（下川芳樹君）

次に2点目としまして、地域振興策の進め方についてお尋ねいたします。昨年2月に最終候補地3カ所の中に佐川町加茂地区が選定

され、同年 12 月には加茂地区へと絞り込みが行われました。令和を迎えた本年 5 月 31 日には、知事から受け入れの申し入れがあり、7 月 2 日には確認書の締結へと進んでまいりました。これまで加茂地区は 1 年と 7 カ月あまりの間、産廃施設の建設で、揺れ動いています。建設受け入れは決定をしましたが、地域住民のほとんどもろ手を挙げて、受け入れるのではなく、苦渋の選択として、受け入れざるを得ないところが大であります。

そこで、ご答弁をいただく前に私の考える地域振興策のあり方について、お伝えをしたいと思います。

高知県の産業振興に欠かすことのできない産廃施設は県内のどこかに建設する必要があります。ごみを出す現代社会が続く以上、どこかに処理施設は必要であるからです。しかし、誰も自分達の地域にはつくりたくない。これは県内に住む皆さん、誰もが思われていることだと考えます。様々な経過を経て佐川町加茂地区に施設建設が決定した以上、マイナスの部分である施設の受け入れだけでなく、地域がよくなるプラスの部分を加茂地区にしっかりといかしてほしいと考えます。県は事業の推進にあたり、これまでの説明会で地元より、意見のあった周辺安全対策として、長竹川の増水対策、国道 33 号の交通安全対策、上水道整備への支援など県が直接実施する事業を提案する一方で、町が地元の要望を取りまとめて実施できる地域振興策を打ち出しております。ぜひ町で事業の内容を決定できる振興策を県民の全てが抱えるべき産廃施設の痛みを一番多く抱えている加茂地区へ活用していただくよう強く申し上げておきます。具体的な地域振興策の進め方については、今議会中に提案があると伺っておりますが、この席上でお答えできる内容があればぜひお答えいただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。地域振興策の取りまとめの進め方につきましては、前にご質問された議員の方々からの質問にもお答えをしましたが、来週火曜日から金曜日まで加茂地区で住民の皆さんに説明会をさせていただきます。今議会中には議員の皆様、住民の皆様、に提示する同じ資料を提示をさせていただきまして、説明をさせていただくということを考えています。

年度内は 3 回から 4 回、これは実際住民の皆さんとキャッチボールをしてみないと、どれぐらいの回数が年度内に必要かということ

は判断はつきかねるかなあというふうに思っていますが、丁寧に回数を重ねて進めていきたいと考えております。進め方としましては、あくまでも町執行部のほうで案を取りまとめをしてそれを住民の皆さんにご説明をして、ご提示をして住民の皆さんからのご意見、ご質問をいただいて、付け加えたり、削除したりしていきます。あくまでも住民の皆さんの声を聞きながら進めていくということが前提になっております。これまで住民の皆さんから長竹川の改修、これは地域の周辺の案全対策という位置づけになりますが、道路の改修ですとか、公民館の改築、改修、できれば新しい公民館もほしいなあという声もありました。

あとは集落活動センターができましたが、老人憩いの家として使ってた所が耐震性の問題で使えないということで、どこか集まる場所があったらいいなあという声もありました。農村公園の話もありました。様々そのような声を町としてとりまとめをして、加茂地区の皆さんにご納得いただけるような提案をさせていただきたいというふうに考えております。あくまでも加茂地区の住民の皆さんの暮らしが良くなった。子供たちにずっとずっと安心して暮らせる、誇りある加茂地区になったと思っていただけるよう地域振興策は提案をさせていただきたいと考えております。

第一に加茂地区のことを考えた後に、町で総合計画にも位置付けをして、町として住民の皆さんが喜んでいただける。幸せに暮らせるための施設として道の駅を考えておりました。図書館の整備も今、基本構想づくりを進めております。この道の駅につきましては、本定例会の冒頭の行政報告でもお話をさせていただきましたが、霧生関防災拠点の町有地に整備をしていきたいと、このことで長竹地区の地元の皆さんにも子供たちにも安心して遊ぶことのできる、また地域振興、地元の産物もそこで販売ができる、発信ができる皆さんでよろこんでいただける道の駅にしたいなあというふうに思っております。

以上のようなことを来週の説明会の中で住民の皆さんに説明をさせていただきまして、その後、丁寧にキャッチボールを繰り返ししながら、本年度末来年の3月には中間でとりまとめを行いたいと考えております。以上でございます。

4 番（下川芳樹君）

進め方の内容について、今、お伺いをいたしました。まあ先に申

し上げましたように、周辺安全対策というのはあくまでも県のほうが事業主体となって、地域の振興のために進めていくという事業であり、地域振興策については、県より町が予算をいただき、地元との調整の中で話し合いをしながら、その振興策について決定をし、協定をしていくというふうな中身になろうかと思います。

町長は町政報告の中で町長が承諾することを決定した理由の6つ目として、受け入れを決定した上で長竹地区が良くなった。子供たちにとって住み易い地域になった、加茂地区が本当に良くなったと思っていただけるよう全力を上げて県に要望をし、行動をおこすことで少しでも反対をしている住民の方々の思いに報いることができるよう頑張りたい、このように書かれております。また確約書に明記した佐川町加茂地区で子供や若者たちが、将来にわたって安心して誇りを持って、暮らし続ける環境の維持向上に向けた取り組みを続けていくということも明確に書かれております。ぜひ加茂にプラス面で加茂が住みやすくなるような、このような施策をしっかりと考えていただきたい、このことをしっかり申し伝えてこの質問は終わりたいと思います。

次に3点目といたしまして、地元自治会への支援体制について、お聞きをいたします。今後、町が地元の意見を取りまとめ、提案する地域振興策や周辺安全対策などの内容を検討していくうえで、その役割を担う自治会や、自治会長の協力は欠かせません。毎年、交代する自治会長にとって協議のための案内や、会の進行、意見等の取りまとめなど、煩雑な業務が多すぎると6月定例会でも質問させていただきました。9月17日より4日間、加茂地区で新たな管理型産業廃棄物最終処分場整備にかかる地域振興策案についての説明会を開催するとの案内文書も届いております。具体的な支援体制の案がございましたら、先ほど説明していただいた内容と重複するかもしれませんが、支援体制のお考えをお答えいただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。具体的な支援体制ということと言えますと、地域振興策にかかわる地元の住民の皆さんの声を取りまとめるのを、自治会に任せるのではなくて、行政のほうで主体的にやってほしいというお願いがありました。大きな話になりますので、具体的にその部分では自治会長の皆さんには負担がかからない

ように町のほうでとりまとめをする。案をつくって出た意見をさらに、また文書化をしてということで、その作業は町のほうでしっかり責任を持って執り行っていきたい、このことは決めております。それ以外の具体的な支援策につきましては、現時点で考えていることは特にございませんが、それぞれ自治会から今後いろいろ要望があるかも知れません。こういうことをちょっと助けてほしいよと、いう声があるかも知れません。その時には、しっかりとご相談させていただいて、できる限り支援をさせていただくという姿勢で町としては臨みたいと考えております。以上です。

4 番（下川芳樹君）

大変、心強いご回答いただきました。また確認書の中にもございます県のほうからも支援を職員の派遣というふうなこともございます。なかなか事業が大きいので、様々な内容を整理していくうえで、職員の皆さんにもご無理がかかる部分が多々あるかと思えます。積極的に取り組みを進めていくうえでは、期間は限られますが本当に煩雑で、忙しい時期が続くと思えますが、その間はしっかり支えていただきたい。このように思います。よろしくお願いいたします。

次に、最後の質問になります。本年度の災害発生状況と今後の復旧計画についてお伺いをしたいと思います。日本全国で台風や集中豪雨による水害が多発をしております。近年では台風の大型化や、時間雨量が 100 ミリを超える猛烈な雨が当たり前のように日本全国どこにでも降る状況が続いております。今年も九州を中心に甚大な被害が発生するなど、毎年のようにどこかで大きな水害が発生し、これまでの常識では考えられない環境となり、災害への対応にも新たな考えで臨む必要がございます。幸い、佐川町では本年度大きな災害へとつながることもなく、被害も少ないように聞いておりますが、本年度の災害の発生状況、今後の復旧計画について内容をお聞かせいただきたいと思います。

産業建設課長（田村正和君）

お答えします。まず本年度の災害の発生状況について、お答えします。本年度は 5 月 20 日に発生をいたしました豪雨災害によりまして、農林水産業施設災害復旧事業としまして、水路が 2 件、それから公共土木施設災害復旧事業としまして、河川の 3 件、被害を受けております。それから 7 月 9 日から 11 日にかけての梅雨前線豪

雨がございまして、この際には、公共土木施設災害復旧事業として道路の1件の被害がございました。さらに8月15日の台風10号によりまして、農林水産業施設災害復旧事業としまして頭首工が1件、それから農地1件の被害がございました。これらの異常気象による被害件数、被害額の総額としましては、今現在農林水産業施設災害復旧事業4件で6,699万8千円の被害額の報告をしております。それから、公共土木施設災害復旧事業で4件、1,014万6千円となっております。

それから国の事業採択基準から外れております単独の災害復旧事業これは河川ですけれども、これが1件、100万程度のものがございます。復旧計画につきましては、農林水産業施設災害復旧事業につきましては、国の災害査定を受ける準備を今、進めております。査定の完了後に工事を発注する予定でありまして、来年度の耕作に影響がないように進めていきたいと考えております。

それから公共土木施設災害復旧事業4件、全て災害査定を完了していますので、今の進捗状況としましては、2件が発注済み、残る2件については農地が隣接しておりますので、その耕作が終わった10月以降に発注をして復旧をしたいと考えておるところです。以上です。

4 番（下川芳樹君）

よくわかりました。9月の補正予算で、災害発生に伴う事業費の補正がなされております。その中に委託設計等もあったというふうに記憶しております。今現在、この災害復旧事業どのような形でこれは具体的に言いますと直営で職員自身が査定から完了まで全てにかかわり、設計書を作成して、発注全て、とり行ってるのか、その委託の部分でコンサルなどに委託をしている状況があれば、その状況についてお聞かせいただきたいと思います。

産業建設課長（田村正和君）

お答えします。災害復旧事業の委託、それから直営の割合についてのご説明をします。災害復旧事業につきましては、被災から完了まで、被害の確認、県・国への報告、それから測量、復旧交付の選定、査定設計書の作成、査定、実施設計書の作成、それが終わりましたら工事の契約、現場管理といった段階を経て事業をしております。今、本年度発生しました農林水産業施設災害復旧事業4件、これにつきましては、査定設計書の分までの委託をしております。

それから公共土木施設災害復旧事業につきましては4件のうち、測量について3件を委託、残り1件の測量と4件の全ての査定設計書作成については一部直営でやっているということでございます。以上でございます。

4 番（下川芳樹君）

件数にしてあまり数がないなど、以前から比べて。それから事業費においてもあまり、金額ものっていないなど。以前は、特殊な工法とか、専門的な技術を要するそういう設計については、委託をする、また発生件数が100件近くなると、なかなか役場内で処理できないので外注するというふうなことがございました。

今、お伺いしてみると割と外に委託をしている件数があるなというふうに感じます。私が元々事業課のほうで勤務させていただいておりました役場で35年間という長い間なんですが、その中で昭和、平成と幾度となく大きな災害もあり、その事業を課内協力し合ってみんなで、完了させると。昭和50年の5号台風この時には佐川町全体が、被災する大変大きな災害を受けまして、災害件数でも公共で200件ぐらい、農林で400件を超えるぐらいの件数があったと記憶しております。その当時は、土日、土曜日は半どんで、週5日半の勤務体制こういう状況だったんですが、残業時間が200時間というのが1年間ぐらいずっと続いているという非常に過酷な環境でした。ただ、仕事をみんなで一緒にこなしていくという過程の中で、地元との対応、先ほど課長が言われたように、まず災害が起こって現場となる施設がこういうふうに壊れたと、地元から要望があってそれを見に行く。見に行つて確認をし、確認した結果、これが災害にかかるかどうかという判断をそこでして地元の住民に伝える、災害にかかれば先ほど言われたように査定に向けて設計をし、査定を受け、実施設計をくんで発注し、現場を管理し、その後、完了したら完了検査をし、国・県の検査も受けながら、実施設計につなげる。時によっては会計検査を受けるというふうな状況もございました。

そのプロセスの中ですごく良かったなと感じるのは最初から最後までずっと事業にかかわることで、役場の業務これおそらくそれを経験することで、どこの部署に行ってもその流れは一緒かなというふうに思います。特に地元へ行って地元の人との折衝の中で、地元の皆さんとの、ネットワークと言いますか、コミュニケーションと言いますか、そういうことが将来的にすごく役に立っていくという

ことがございました。残業せえということではないですが、なるべく地元それから災害関連の工事については、極力、課内で処理できる部分があれば、処理を重ねていただいて、職員の成長につながっていけるような形がとれればすごくいいかなと。

特に今、業務が多様化して職員が個々に仕事をしていると。誰が何をしているやらわからんと。隣の人が残業しよっても、それを助ける余裕もない、助けよったら自分がずっと残業せないかなる。そんな厳しい環境の中で、土木の査定とか設計とか測量とかいうことはチームで一緒になってつくりあげていく、そういう事業だったんで、ものすごく横のつながり、職員同士の助け合い、そういう部分もものすごく醸成された、いい環境だったというふうに感じております。昭和の時代とか平成の時代で今は令和の時代になって、今頃古臭いこと言うなというところもあるかと思いますが、実際それを経験することで、今後おこる大災害、この時に一番先頭に立って危険な箇所の見回りをするのは技術職、土木関連の職員が台風の中、出てきて地域を回って地域の状況を把握して、その内容を災害対策本部に伝えて、伝えた内容に対して本部から適切な指示ができると。伝える内容をしっかり把握するためにもそういう中身を研さんすることでレベルがあがるのかなと、いうふうにも思いますので、そのあたりも一つご一考いただいて今後の取り組みにいかしていただきたいというふうに考えます。以上です。

これで私の質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（永田耕朗君）

以上で、4番、下川君の一般質問を終わります。

15分間休憩します。

休憩 午後2時33分

再開 午後2時50分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

13番、西村清勇君の発言を許します。

13番（西村清勇君）

13 番議員の西村です。議長のお許しをいただきましたので、通告順に質問をさせていただきたいと思います。今回は大変多くて 10 人の質問者がございましたが、私が最後になりましたが、執行部の皆さん大変ご苦労様ですけれども、よろしくお願い申し上げたいと思います。

それでは、まず最初に黒岩の保育園について、お尋ねをしたいと思います。次の小学校の質問についても、同じような質問ですが、保育と学校は違いがありますので、別にさせていただきます。先に保育園からお尋ねをしたいと思いますが、保育園は今建て替えをさせていただきましたけれども、建て替えをしましたけれども、まだまだ高台にある関係で大変わかりにくくて、保育園を尋ねてきた人は、保母の人が道を聞いてもわかりにくい、とおっしゃりながら保育園を通り過ぎて何度も地域の皆さんに聞き聞きして保育園へ着くようでございますが、何とかこの県道との入り口に看板がつけられないかという問題ですが、執行部の皆さん関係の方は場所を見ていると思いますので、答弁をお願いしたいと思います。

健康福祉課長（田村秀明君）

西村議員のご質問にお答えします。現在の黒岩中央保育所の入り口を示す看板などはありません。保育の職員に設置されていないことで困ったことがあるか確認すると、新園舎になって見学の見学や、初めて保育所に来る業者などに電話で説明する時にですね、目印となる標識がないために苦慮することがあると聞いております。また保育所が県道から見えないため、黒岩地区の方でも場所を知らない方がいる状況ですので、県道から保育所へ上がっていく町道付近の見えやすい場所に設置できるように考えております。

設置につきましては、設置場所の調整や予算のことがありますので、来年度の予算で設置できるよう費用の見積もりを取るなどして、準備をしていきたいと考えております。以上です。

13 番（西村清勇君）

はい、ありがとうございます。やはり予算がそんなに要るわけではありませんけれども、伴うことですので、予算を取っていただいて、つけていただきたいと、このようにお願いを申し上げたいと思います。

それから、次に小学校のことですが、小学校につきましては、ほかの地域ではあまり学校という看板を私も見たことがありません

けれども、黒岩の場合は、以前は一本道で前を県道を通ればすぐ分かりやすい場所にありましたけれども、その後、裏のほうにバイパスがつきまして、なかなかバイパスをほとんどの人が通る関係で、小学校がわかりにくくなったということで、この件につきましても同じように入り口、どっちが入り口か出口かわかりませんが迂回路になっておりますので、東のほうが入り口、西のほうは出口という言いゆのかちょっと僕もそこの辺はわかりませんが、越知のほうから来るお客さん、来る人はほとんどおりませんので、できれば両方へということはいけませんので、東側の郵便局がありますが、その手前の入り口につくってもらったらどうでしょうかと思いますけれども、この件についてお尋ねしたいと思います。

教育次長（片岡雄司君）

すいません、質問の内容が2番目ということでしたので、西村議員のご質問にお答えさせていただきます。

保育園と同じく黒岩小学校への案内の看板は現在設置は、されておりません。西村議員のおっしゃいますとおり、黒岩小学校の位置につきましては、県道柳瀬越知線新しく開通したことによりまして現在、地域外からの訪問者にとって黒岩小学校の入り口がわかり辛い状況となっております。黒岩小学校に確認させていただきますとP T Aのほうからも案内的な看板設置の要望があるということでした。

また黒岩小学校の体育館、校舎は地域防災計画におきまして、拠点避難所にも指定されております。またグラウンドにおきましては、臨時の緊急用のヘリコプター着陸場に指定されていることから、県道からの黒岩小学校の位置を明示する看板の設置は必要であると考えております。教育委員会としましては、看板の設置場所につきましては、県道柳瀬越知線沿いの郵便局入り口付近とJ A佐川支所黒岩事業所の西側付近の2カ所を考えております。またなお、今後小学校とかP T Aまた地域の方々とも協議をしまして、来年度予算におきまして、対応したいと考えておりますのでどうぞよろしくお願いします。

13 番（西村清勇君）

はい、この件につきましても来年度予算でつけていただくということで受けとめました。この看板につきましては7月の8日の日でしたが、黒岩小、保育の推進協議会がありまして、委員の中から

ひつけてほしいというお話が出ましてこの質問をさせていただいたわけでございます。保育にしても小学校にしても予算を取ってつけていただくということでもう一度確認したいですが、よろしいでしょうか。

教育次長（片岡雄司君）

来年度予算で、査定で認められれば、設置したいと考えております。以上です。

健康福祉課長（田村秀明君）

はい、お答えします。保育所のほうも来年度予算で対応するように見積もりとか準備を進めていきたいと思っております。以上です。

13 番（西村清勇君）

ありがとうございます。保育、小学校の看板につきましては、これで質問を終わりたいと思います。

次に荷稻小富士団地について、お尋ねしたいと思います。この間、町民報で販売のチラシが入っていました。その後、このチラシを見てきていただいた方もおいでと聞いておりますが、その後、何区画契約があったのか。そして当初からいくら値下げしたのか。そして団地ができて何年ぐらい経っているのか。数字的にわからなかったら結構です。わかる範囲で。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。まず最初に折り込みのチラシ等を出した後、どのくらいの契約があったかということについてでありますけれども、この折り込みの実施後、実際売買契約に至ったものというのは今現在ございません。ただ、1名の購入希望者からは問い合わせをいただいております、ただいま購入に向けて話を進めている状況ということになっています。

あと申し訳ありません。値下げ価格については資料を持っておりませんので、後で確認してご報告のほうをさせていただきたいと思っております。

あともう1個のほうの小富士の分譲地のいつからということですが、すけれども、申し訳ありません、ちょっといつからというのは最初土地開発公社のほうがこちらのほうをやっておりましたので、ほんとの最初の端というのを把握しておりませんので、こちらのほうについても後でご報告させていただきます。以上でございます。

13 番（西村清勇君）

はい、私の考えではほとんど 20 年近いんじゃないかという想像をしているところでございますけれども、この土地がなぜ売れないのか、私も不思議でならんですが、あそこは非常に便利といえますか、町のほうに来てても近いし、静かで非常に言い分ない土地だと思いますけれども、売れない条件は何かと私も考えてみました。

この間、私がちょうど宅地を見に行っておりましたら、若いご夫婦の方が見に来ておまして、ちょうどその人とお話をさせていただいたんですけれども。その人もこれを買っても後からお金がいっぱいあるねえ、という話を聞きましてそれはどうしてですか、と聞きますと、やはり擁壁ができていない、周りの。擁壁へどれぐらいいるか、見当がつかん、3 方やらないけませんので。見当がつかない。そういったことで、買ってくれる人も心配をするということが、一つの条件にもありながら、そしてまたこれを見たところでは非常に広い土地が余っておると。広いところは 109 坪ですけれども、そんな土地からそしてまた 88 坪、79 坪とかほとんど広い土地が残っているわけです。

それで、この 5 番の 5 画ですが、このところなんかは、109 で。私も勉強不足で今まで気がつかなかったですけれども、この土地の区画は全て値段が違うようになっていますね。どうしてか私も全然わかりませんでした、今まで気がつかないですけれども。計算してみると、同じ場所でそれぞれ値段坪数の値段が違ってくる。それで値段が違ってそれはどうってことはないですえけれども、あまりにも広すぎるんじゃないかと。41 区画の 88.44 坪というこの広さが一番 1,430 万か、これが一番単価では高いわけですが、これを見てみるとちょうど、角っこの曲がったところで、一番広いが。これは家を建ててもこんな土地が要らないと思うんですよ。そうしたらやっぱり多少半端に残るとしても、・・に売るとか、何か工夫をしなかったら今の若い人が、土地買って家を建つというとなん 3 千万も 4 千万も要るわけですので、なかなか建ちにくいと。そしてまた今、ローンで建てる人は 3 千万までに決まっておりますので、3 千万を超したらお金を貸してくれんということになっておりますし、こういった工夫をして、販売をしないと 20 年も経ってこんな。今大体計算したら 61% 売れているのが。こんなに売れない土地を持ちよったら、普通の企業やったら潰れていますよ。何とかして早く売れるようにしますと町の人口も増えるわけだし、あとの管理にして

も省けるし、何とかして工夫を考えていかなければと思いますが、何かそこらへんを考えることがありますか、お聞きします。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。町のほうとしましては、販売促進の対策として平成 26 年度に先ほどのようなご質問にも出ました販売価格の見直しを行っております。この平成 26 年度に販売価格の見直しを行ってから、昨年度までの間に 4 区画ほど、販売のほうできておりますので、全く売れていないというわけではありません。ちょっと区画が広いとか、買い辛いところは残っておると思いますが、4 区画ほど販売できております。このような方法で町としましては、先ほど言いましたようにこの区画面積の販売価格の見直しでありますとか、あるいはチラシ、広報ですけれども、その範囲自体も佐川町だけではなくて、越知町でありますとか仁淀川町、日高村、須崎市と範囲を広げまして、チラシのほうも実施しております。こちらのほうは毎年 2 回ほど、実施のほうをさせてもらっています。

これ以外の方法につきましてですけれども、その販売価格の見直しの際に区画面積の見直しを検討した経過もあるということではあります。

ただ、現在いくつかの案というものは検討はいたしておりますけれども、現時点で具体的にこのようなことをやるというようなことをご説明できる段階にはありませんので、西村議員からのお話もありました区画の面積であるとか、そういうことも含めまして、更に検討を重ねて取り組んでいきたいというふうに考えております。以上でございます。

13 番（西村清勇君）

それぞれ工夫は考えておるというご意見ですが、ただ値段だけの私は問題ではないと思います。値段がいくら下がったかちょっと今わかりませんでしたので。当初から言うたら若干下げたということも聞いておりますし、どれだけ下がったのかがちょっとわかりませんが、なかなかまだ 14 区画かな残っておるのが。それとあの今行ってみると草で何ともなりません。これは町長さんが前を道を通りうゆうと思いますのでわかっちゃうと思いますけれども。あの草だけは、以前西森議員がちょうど副町長をされておったときに、私がちょうどその時に J A の壮青年部のほうをさせていただいておりまして、本当に仕事も除草剤を、草を刈ったりとか除草剤をや

ったりとかいろいろして本当にきれいな宅地でしたが、今は草ぼうぼうぼうで見に来てもなかなかとりおうてくれないという思いがします。それでやはり売るんだったらきれいにしておいておかないと、なかなか売れにくいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。実際買われる方から見れば草もなくきれいな更地のほうが見た感じも良いというのはわかります。そのあたりも含めて対応するように考えていきたいと思えます。以上でございます。すいません、定期的に刈っているようです。そのあたりを自分もよう把握していなかったようで、草刈り自体はしておるようなので、そのあたりも気をつけながら、やっていきたいというふうに考えております。

13 番（西村清勇君）

わかりました。草も刈っておるけれども、今は草が生えているということで了解しました。もうかなりな年数にもなりますし、1年や2年で1区画ぐらい売れよっても私らが生きちゅううちには全部売れんじやろうというふうに判断しました。なるべくいろんな工夫を重ねながら販売へ向けてご尽力をしていただきたいとこのように思います。それでは荷稻団地につきましては、これで質問を終わらせていただきます。

次に霧生関の埋立地についてですが、これは私も道の駅に関して聞こうかなと思っておりましたけれども、前日西森議員そして中村議員と2人からの質問がありましたので、道の駅に関してはお聞きしませんが、町長からは議案の説明、また行政報告でもお聞きしたように、もう道の駅をあそこへやるんだという決心を、しているというような了解をいただきましたが、ただあそこに道の駅をつくると、緊急時のヘリポートが降りるようになつておるんですが、ヘリの基地として今後、使えるかどうか心配しておるんですが、あまり人が集まるようでしたら許可がおりないと思うんですが、その点についてどのように調べておりますか。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。ヘリコプターの離着陸場につきましては、高知県危機管理防災課及び消防政策課と協議を行いました。大規模災害時におきまして、自衛隊の大型ヘリコプター以前に着陸したよう

な大型ヘリコプターですけれども。あちらのほうで離着陸するには障害物がなく、離着陸地点から四方にそれぞれ 100 メートルのスペースが必要とのことであるため、大型ヘリコプターの離着陸は困難であるということでありました。しかし災害時におきましては、駐車スペースの被災状況によりましては、対応できる大きさのヘリコプターで物資の搬送等を行うことも、可能であるということでありました。

一方ドクターヘリも離着しております。ドクターヘリにつきましては、現在の緊急ヘリコプター離着陸場は、道の駅の駐車場となるということが見込まれておりますので、そうすると活用することが出来ないということになります。それで進入道路の東側のスペースも検討しましたが、北側の国道と南側の山林との間で必要な距離が確保できないため、こちらのスペースの活用もできないということでした。今後、このドクターヘリの離着陸場につきましては、管理型の産業廃棄物処分場の振興策を含めまして、新たな場所のほうを検討したいと、いうふうに考えております。以上でございます。

13 番（西村清勇君）

それを災害時の場合は降りれると、ドクターヘリの場合はちょっと難しいんじゃないかと私は考えましたが、ドクターヘリにつきましては、一番最初に尾川ができて、次になかなかつくところがないということで、私も黒岩はちょっと田舎のほうになりますので、どうしてもこの基地がほしいなあと思いながら、私だけではありません。皆さんと一緒にそういう話をしながら、なかなかその場所が見つからなくて、家は何メートル近くにあったらいかんとか、それから電気の線があったらまた第一いけないとか、そういう問題がありまして、なかなか難しかったんですけれども、私の上の隣ですが、掛水さんという方が茶畑を持っておられて、掛水さんも茶畑を売るつもりではなかったですが、どうしても何であそこを選んだかと言いますと、もし佐川へまだできていなかったもので、佐川からでもあそこなら救急車と同じぐらいヘリが停まるような駐車場があって同じぐらいにつけれるという場所的な判断もしながら、あそこに無理に茶畑を分けていただいて、あそこにヘリの基地をつくらせていただいたわけですが、その後、霧生関へできて、先になりますけれども、黒岩ともう 8 人ぐらいがあそこで乗られました。けど、それは大事に至らなかった人もおりますし、それからまた緊急な人もお

りましたし、中にはそこにヘリポートをつくっていただいて、命が助かりましたありがとうございますとわざわざ電話くれた方もおいでますし、これは命にかかわることですので、私も佐川をあれをつぶすということ、おりれないということになると、なるべく早い期間に場所を見つけてつくらないといかんということになります。なかなか佐川にはそういった場所が見当たらないと町のほうには。そう思うんですが、道の駅ができるということで、決定しておりますので、そういったドクターヘリの基地を考えておられるのでしょうか。場所を。お尋ねします。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。今、現在は先ほどお答えさせていただきましたとおり、これから検討したいということで今現在具体的にこの場所ということを考えているところはございません。以上でございます。

13 番（西村清勇君）

はい、わかりました。なかなか思うがは簡単に思えるんじゃないけど、いざその場所がいうたらなかなかその場所がないことが、私もこの件については非常に苦労していますので、なかなか難しいと思いますけれども、あそこを何年かはまだ使えるわけですので、そのうちに早く見つけて、次のところをつくって行ってほしいと。命に関係することですので、助かる命も助からなくなりますので、大事なことです。この件につきましては佐川町にもどうしてもないといけませんので、つくっていただけますようよろしくお願いします。

それでは霧生関のこの件につきましては、私もつくるときにあそこを補助金をもらったり、基金をかりて大丈夫かなと思いましたが、この件については西森議員が質問をされてよくわかりましたので、これは省かせていただきたいと思います。それではこれで霧生関の埋め立てについてを終わらせていただきます。

次にその他についてですが、今、牧野公園で大変イノシシが出て荒らされて困っているということをお聞きしたんですが、この件について対策は考えられているのでしょうか。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えいたします。牧野公園について、イノシシが出るということは以前からお聞きしてまして、例えばわなをかけたり、最近ではタイマーをかけてラジオと言いますか音が出るいうそういう装

置をして、被害を受けないようにそういう対策をしています。ただ今年被害があつて8月になりますけれども、はなよりC－L O V Eのメンバーの方から今年はちょっとということで見に来て欲しいと。状況の確認はしていましたが、あわせて8月22日だったと思いますけれども、うちのチーム佐川推進課と産業建設課鳥獣被害の関係と一緒にメンバーさんと現地を確認しています。どうやって対応するかというのはそういう対応をしていますけれども、抜本的にどうするかというのはまたこれからちょっと考えていくということです。よろしくお願いします。

13 番（西村清勇君）

このイノシシですけれども、私たちも梨畑を荒らされて大変困っております。私たちはどんな柵をしているかと言いますと、電柵、線を3本ひっぱりながら、電気を通してはいるわけですが、あまり高くするとハクビシンが下から入る、低かったらイノシシが飛び越す、本当にこの対策に困っているんですが、今のところ電柵の電気はすごいおじるみたいです。それで獣のハクビシンというものは全然おじません。電気におじないので飛び越えてきますので、すごい被害を受けていますみんなが。どんなにしたらいいだろうねえと思案をしているところですが。このイノシシというのは昔はイノシシはあまり人の見えるところ、民家があったら来なかったんですが、今はイノブタになっておりまして家の中に入ってきて座りゆうというような形で非常にずうずうしい。始末がつかない、たぶん私が思うのは牧野公園なんかも今来てこなくなったと思うたら、またやってきます必ず。いろいろ牧野公園にも牧野さんの珍しい植物なんかもすごいありますので、大事にしないでほらないんですけれども。もうイノシシが来ましたら根こそぎいきますので。なくなる可能性もないことはないと思います。

私が以前、島根県だったと思いますが、行ったときにそこもイノシシと思うたらそこはおもにシカでした。すごい被害を受けるということで、どんなことをしているかと、そこもやはり電柵です。電柵をそれはうちらと自分らあ違ってもっと強い電気ですけれども。ちゃんと看板を立てて許可をとらないかんようになってはいますが、そういう電柵を張ると来ないんじゃないかなというように思いますし、それから牧野公園にしましては観光地ですので、あまり出たところにするわけにはいかんと思いますので危ないから。離れた山の

中へぐるりと張れば、まず来ないんじゃないかという気が私はします。それはもしそういう対策をするんだったら少しでも早くしたほうがいいんじゃないかと考えておりますが、この件はどうでしょうか。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えいたします。電柵を張るということも含めて、これからちょっと考えていくということになります。いずれにしても、そういうことになると予算を伴いますので、関係者というかはなもりのメンバーの意見も聞きながら、考えていきたいというふうに思っております。

13 番（西村清勇君）

牧野公園は皆さんが本当にボランティアでやっていただいて、今きれいになっておりますし、観光の人も随分、来られておりますので、あまりイノシシにやられてでこぼこにならんうちに対策を練っていただいたらいいなと考えておりますので、この点につきましてもまた、よろしく願い申し上げたいと思います。

それからその他でもう 1 件、町営住宅管理条例についてを出しておりましたが、この件につきましては橋元議員から以前、前日に質問がありましたのでこの管理条例については、同じ質問になろうかと思っておりますので省かせていただきたいと思います。

私が出した質問は以上で終わりたいと思いますが、なお、一番最初の黒岩の保育と小学校の件につきましては、私が地元でありますので、もしつけるようになりましたら、土地の交渉は私のほうで構ったらさせていただきたいと思います。私でできざったらお願いせないきませんが、一応交渉は予算ができましたら早めに取り付けをしていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。いろんな要望ばかり申し上げましたが、これは看板につきましては黒岩全員の方がぜひ早めにつけていただきたいと思いますので、ひとつよろしく申し上げまして簡単でございましたけれども一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（永田耕朗君）

以上で、13 番、西村清勇君の一般質問を終わります。

これで今定例会に通告がありました全ての一般質問を終わります。

日程第 2、常任委員会審査報告についてを議題とします。総務常

任委員長の報告をお願いします。

総務文教常任委員長（岡村統正君）

まず読み上げさせていただきます前に、この経過を説明したいと思います。日米地位協定の見直しについての陳情書は継続審議としておりました。6日の委員会で審議の結果、3対3の可否同数となり、委員長裁決の結果になりました。陳情は委員長裁決の結果、不採択であります。賛成の意見として陳情のとおり、地位協定の見直しを出すべきだということと、これに反対の意見は国防に関わる問題であり、基本的には日本と米国との国と国との協定であります。一町議会の意見として提出するには違和感を感じるということで、委員長裁決の結果不採択となりました。それでは読み上げさせていただきます。

（以下、「総務文教常任委員会審査報告書」朗読）

以上であります。

議長（永田耕朗君）

以上で委員長の報告を終わります。受理番号 11 について質疑を省略し、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なしの声あり」）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。この陳情について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成少数。

したがって、受理番号 11、陳情書、全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の趣旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求める陳情は、不採択することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議を 13 日の午前 9 時とします。

本日はこれで散会します。

散会 午後 3 時 33 分